

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (7) 1 3 . 1 定			
日 時	平成13年 3月15日(木)	開 議	午後 2時30分
		閉 会	午後10時17分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	小林委員長、北野副委員長、横田・前田・松本(光)・斉藤(裕) ・見楚谷・次木・武井・西脇・高橋・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・ 福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、 樽病事務局長、保健所長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、前田委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

中村委員が前田委員に、成田委員が松本光世委員に、古沢委員が西脇委員に、秋山委員が佐野委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、松本聖委員が斉藤裕敬委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順といたします。

北野委員

損失補てん金の納入通知書について

先ほどの理事会で、資料要求にかかわってやりとりがあったのですが、あのやりとりを踏まえて、資料の提出について疑義がありますから、これは資料要求という枠の中でやらせていただきたい。

まず、議案第40号にかかわる損失補てん金の納入通知書の写しを提出されたいということで、これは8日の12時の理事会で言って、直ちに出てまいりました。

ところが、これをめぐって、当初、3月1日に市民クラブの大畠議員が納入通知書の件について提出を求めたところ、ないというふうに言った、そういう話を聞いたので、私は、先ほど、1日になかった納入通知書がなぜ8日の要求で出てきたか、市民クラブの要求に対しては出さないで、共産党の要求に対してはなぜ出てきたか、疑問があるということで提起いたしました。

市民クラブの提出要求に対して出さなかったということは、共産党と市民クラブという議会の別な会派に対して違った取扱いをしたことになるから、これは重大問題です。もし本当に、ないということであったならば、8日に要求して共産党に出てきたのは、その後つくられた、偽造された納入通知書ではないかという疑いがあるのです。私が納入通知書の不備を指摘して、これは偽造されたものではないかというふうに聞きましたら、そうではない、毎年送っていたと、こういう説明でありました。

ところが、先ほどの疑問について理事会でやりとりしたところ、それは大畠議員が2月9日に言ったことと3月1日に言ったことを混同しているということで、大畠議員が水かけ論だとおっしゃるから、そこは一応おさめました。

その後、大畠議員に、私は、また経過を尋ねました。そしたら、大畠議員はこの問題をずっと追及していて、平成9年以前の資料がないというふうにあなた方は一貫しておっしゃっているから、そんなことはない、探せというふうに言われていたはずです。見つかったということで説明に行ったのが2月9日です。その後、大畠議員から、さらに探せというふうに言われていませんでしたか。だから、時々、担当者がその後の調査の状況を説明しに行っていたと思うのです。

その流れの中で、3月1日、山崎課長が説明に行った折に納入通知書の話をした。そしたら、今まで、そういうものはないと言っていたのに、あるということがわかったものだから、大畠議員は、それを資料として持ってこいというふうに要求した。3月1日の話ですよ。そして、戻ったけれども、なかったということで、再度、市民クラブの部屋に行って、そういう報告をしたでしょう。そのとき斉藤（裕）議員も同席しているのです。市民クラブの部屋は広い部屋ではないですから、聞こえるのです。

そのとき、ないということが結論でなかったのか。だから、大畠議員は、共産党の資料要求が3月8日に出されて、納入通知書が、1枚だけつけていなかったけれども、全部出たということだから、おかしいではないかという

ことになったのです。

先ほどの話では、大畠議員本人が、ああいう形で、途中で水かけ論ということで、大人ですから、あの場は途中で打ち切りました。だけれども、私は、疑問が残るから、後で大畠議員にもご協力いただいて、その後の経過を聞いたら、そういうことなのです。

いずれにしても、経済部は、3月1日に、納入通知書はないというふう到大畠議員、市民クラブに説明していた、それが8日に出てきた、この事実には変わりはないのです。これをどう説明しますか。

先ほど来指摘しているように、共産党に出した資料が、その後急遽つくられた、偽造されたものでないかという疑いを私は率直に持ちます。市民クラブの側は、おれらに断っておいて共産党に出した、これは会派によって差別したのではないかという疑問、怒りを持つのです、どちらに転んでも。

この資料の提出方について甚だ不透明な点がありますから、説明してください。

商工課長

資料の関係でございますけれども、先ほどの理事会の中でご質問、ご指摘がございましたので、お話をさせていただきますが、まず、2月9日の金曜日と記憶しておりますけれども、私がフィッシュミール関係のご報告を大畠議員にする際、経済部長と私の二人でお会いいたしました。その際、私の方から、当時の納入の依頼についての説明の中で納付書という言葉を出したということで、実は、その段階ですぐ議員の方から、これまで納付書は送っていないと言っていたらと、さらには、あるのなら今すぐ写しを提出してくださいという形でかなり強い指摘を受けました。

その際、私は、自分の間違いだと思って、そのとき、私の間違いでした、申しわけありませんでしたということで、訂正をさせていただきます。それは事実でございます。そのことは先ほど大畠議員にもお話を申し上げました。

3月1日のお話ですけれども、先ほど、私が大畠議員から、もう一度、納入通知書についての写しを探して持ってこいと言われたというお話ですが、3月1日につきましては、私はそういうことはなかったというふうに思っております。記憶にありません。

ただ、私は、この件に関して、大畠議員の方からいろいろご質問をいただいたり、私もご報告に行くということで、この間、何回もお会いしていますから、そういうことはありますけれども、3月1日というのは、私としては、なかったというふうに思っております。

それから、資料の関係でありますけれども、先ほども申し上げましたが、今回、訴訟を提起するに当たりまして、2月16日と19日に各会派の皆さんに議案の説明をさせていただきました。その後、我々としては、弁護士とのご相談の中で、当然いろいろな資料が必要である、あるいは、正直に申し上げますと、相手の方からも、こんな資料が必要である、実は自分の手元がないので送ってほしいというようなこともありまして、商工課の中でそういうものを探していたという経過はございます。

そういったことがございまして、先ほどありましたとおり、3月に入りましてから、7日だというふうに思いますが、納付書の写しというのですか、それが見つかって、その後の資料要求の中でお出ししたということでもあります。

当初は全部出てきませんで、たしか、9枚のうちの8枚を資料としてお出しして、その後に見つかった1枚を出しております。さらに、7年度についてはまだ見つかっていないということもご報告を申し上げたところです。そういう意味では、私は、納付書について偽造をしたということはないというふうに思っておりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

北野委員

そうすると、大畠議員から聞いた私の先ほどの指摘は違う、3月1日に納入通知書の写しを出せと言われたよう

なことはないということですね。さっきと同じなのです。そうしたら、一連の流れの中で、そういうことがあって、斉藤（裕）議員も大島議員も私にうそをついていたということになるのです、議会の資料のことについて。

それで、委員長にお願いがありますけれども、ご当人が傍聴されていますから、私は、大島議員に発言を求めたいと思うのです。議案にかかわる重要な基礎資料をめぐって疑義があるわけですから、ご当人は意見があるということも事前に私は承知していますから、この席で大島議員に委員外発言を求めて、聞いていただきたい、資料要求にかかわることですから。

委員長

先ほどの理事会の中でそういう発言がありまして、理事会では大島議員の委員外発言も認めておりますので、私としては、大島議員の理事会での委員外発言というのは重要視したつもりでございます。今は本委員会で、大島議員から直接何も無いものですから、どうですか。

北野委員

委員長がおっしゃるとおり、先ほどの理事会で正式に大島議員にも話を伺いました。それを踏まえて、ああいう結末で終わっていますけれども、その後、大島議員とお会いして、経済部の言っていることは違うと。要するに、ポイントは、1日に納入通知書はないということのを改めて言われて、質問にかかわってもあきらめているのです。議員の調査事項にかかわって、ないと言われたのですよ。それが8日の要望で出てきたわけですから、さっき言った、どっちに転んでも疑義があるから、先ほどの理事会の経過を踏まえて、なお疑問があるから、私は、改めて本委員会で大島議員から聞きたい。この件について説明を求めたいと思うのです。

委員長

理事会の中で大島議員と理事者とのやりとりも聞いていました。ただ、言葉じりをつかまえて言うわけではないのですけれども、大島議員の方から、これは水かけ論だなと。今、北野委員もおっしゃってありましたね。

ですから、理事会のあのやりとりの中で、議案第40号について、各会派は参考資料としていただきたいと、そういうことでしめていますので、改めて北野委員からの提案の大島議員の委員外発言をどうだということは、委員長としてはちょっと諮り切れないのです。

北野委員

私は、先ほどのやりとりを踏まえて話しているのです。

（「北野委員、それはまずいよ」と呼ぶものあり）

そんなことはないでしょう。

（「それは違うよ」と呼ぶ者あり）

大島議員は大人だから、引っ込んだのですよ。だけれども、疑義があるということのを依然として提起しているから、私は聞いているのです。1日にもしそういうことがあったならば、なぜ8日に出たかという疑問が出てくるのです、短期間に。私どもにしてみれば、偽造ではないかという疑いは濃厚です。

そういうことだから、その後も、大島議員の方で、あれはおかしいというふうに言っているのです。水かけ論というか、あそこでやり合ってもあれだから、委員外だから、理事でないから遠慮しているというふうにおっしゃったのですよ。そこを聞いていただいでください。

（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

次木委員

今、北野委員から委員長に対して、大島議員の意見を聴取すべきだというような趣旨のお話があったわけですが、私も先ほどの理事会を傍聴させていただいておりまして、平行線になるものについて、この場において、その平行線が交わるなどというようなことは到底考えられません。

そういうことでございますから、当初予定いたしておりました1時からの委員会の開催が2時半になるというよ

うな状況等々も考えまして、今日は総括でもございますし、速やかに委員長のもとで質疑に入っていただきたい、かように思います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

佐野委員

今、北野副委員長の発言もあったのですが、同趣旨で理事会でそういうことにしたのです。私どもは、当初、北野委員が持っている考え、あるいは大畠議員と経済部との意見の食い違い、いろいろなことがある、それについては本委員会で議論しようという議論をしたのだけれども、そのときに、北野副委員長という立場で、本委員会でこういう議論をしたら際限なく大変だろうということで、あえて理事会でやりましょうという話で仕切った話ですよ、一つは。

なおかつ、経済部の商工課長と部長に来ていただいて、大畠議員みずからも理事外発言としてきちっと発言をして、議論、やりとりをしたのです。今、またやれという話ですから、これはちょっと筋が違う話ですから、委員長、それは認められない話ですよ。

北野委員

何回も繰り返していますけれども、その後、大畠議員からは、本委員会で委員外発言をしてもよろしいというふうに私はちゃんと承諾をいただいていますから。

（発言する者あり）

だから、それを委員長に求めているのです。私が勝手にできるわけがないでしょう。だから、委員長に求めているのですよ。

委員長

わかりました。

それでは、私が委員長の立場で北野委員とやりとりしても、これまた延々と続きますので、各委員に対しまして、私なりに、委員外発言の申入れがありましたということで、お諮りしたいと思います。いいですか。

（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

（「いきなり、それはだめだ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

いや、違うのです。各委員の皆さん方に。

西脇委員

こういうふうに行っている間に発言させればいいでしょう。実際に、3月1日は記憶にございませんと言っているのですから。

委員長

だから、そのために、理事会の中で。

（発言する者あり）

武井委員

今、佐野委員からも話がありましたが、それであれば、理事会の席で、こういうふうに対処してほしいということでも申し出るべきだったのです。それをしないで、今ここにきて急にしようでは納得できないと思いますから、委員長の方で進めてください。

（「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり）

斉藤（裕）委員

確かに、我が会派の大畠会長は、理事会でお許しをいただいて、発言もさせていただきました。そして、そのために開会の時間がずれ込んだというのも事実です。私たちとしても、入り口で、大畠議員の本委員会における発言

をめぐって大きく混乱することも余り望んでおりません。だけれども、事実関係ははっきりしていただきたい。

ですから、これは、委員長の責任において、理事会での理事者、理事、そして大島議員の話の内容くらいはきちんと示していただかなかつたら、経済部といえども、二人しかいないわけで、ほかの経済部の方たちもわからないわけですから、これはこうこうこういう流れがあった、そして、こちらの主張はこうだった、片や理事者の主張はこうだったと、これを整理して、まず示していただくという方法もあるのではないですか。こう思います。

委員長

重複は避けたいと思いますけれども、この問題については、予算特別委員会の総括の日から、各委員からかなり質疑をされています。今、事実関係はどうかという斉藤（裕）委員の発言ですけれども、それは、各会派においての質疑の内容によって、議案第40号に対して最終的に今日判断されると思っているのです。

ですから、先ほどの理事会の中でも、本来なら本委員会ですらという話はあったのですが、このようになりますから、理事会の中で、ご承知のように、大島議員は平成9年からこの問題については議会の中でやってきたご本人ですから、私は、委員外発言の中でも、大島議員の思いがあるものだと思って、私だって議員として委員外発言は大いに結構というつもりで、理事会に経済部長と商工課長をお呼びした。いろいろなやりとりの中で、あとは、これから総括ですから、経済部に質疑される方は、ご随意にしていいただければいいと思うのです。

北野委員

委員長が斉藤（裕）委員の要望に答えられたことは、それはそのとおりだと思うのです。

その上に立って、なおかつ、議案第40号で市民を裁判にかけるかどうかということ、私たちは、市長から問われているのです。これは慎重の上にも慎重に審議しなければならないですよ。市長が市民を裁判にかけるなどということはめったにないことです。一生にあるかないかということをやろうとしているときに、議会だって、それなりにあらゆる角度から審議しなければならないのです。だから、私は慎重の上にも慎重を期すべきだと。

大島議員は、私がまだ議員でない平成9年からこの問題を追いかけているのですよ。しかし、残念ながら、今日いろんな流れで、大島議員の質問の時間がないわけ、一番最後のいいときに。だから、せめてそうであれば、大島議員は、さっきのことについて、水かけ論に終わるからということで一応引き下がりました。それは事実です。だけれども、納得したかどうかということとは別問題ですからね。だから、私はその後に聞きに行き、大島議員がそういう思いを持っているし、あれについては意見があるということだから、せめて、委員外発言でそういうこととお認めになったらいいかという思いから言っているのです。

議会の中で、いろいろな会派の力関係で委員会に出られない場合があるのです。しかし、いろいろな思い入れがあって質問してきた、そういうご当人ですから、せめてそれくらいの配慮をなさってもいいのではないですか。そういうことも予算委員会としてできないと、私は、小林委員長のお父さんもよく知っているけれども、委員長だって、人情、情けを持っている方だと尊敬していますよ、年齢も上です。そういうご配慮があつてしかるべきではないか。だから、私は、小林委員長を一生懸命に補佐して、副委員長としての役割を果たしているのですから、せめてこれくらいは認めていただきたい。

委員長

その辺を含めて、私と北野委員、また斉藤（裕）委員とやりとりしても、なかなか進みませんので、この際、皆さんにお諮りしたいと思います。

（「ちょっと待ってよ」と呼ぶ者あり）

（「決をとるのですか」と呼ぶ者あり）

（「委員長、それはちょっとだめだ」と呼ぶ者あり）

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

次木委員

委員長に与えられた権限というものを素直な気持ちで実行してほしいと思います。ですから、ここで委員の皆さんの決をとってどうかするというようなことではなくて、前回の理事会において、その辺について経済部と十分やりとりをされてきているわけですから、速やかに委員長のもとで質疑に入っていただきたい。

北野委員

そんな乱暴なことはだめだよ、次木委員。同意できないですよ。

次木委員

乱暴でないでしょう。

北野委員

議案にかかわる資料に関することですよ。

委員長

お諮りすることもできないのですか。

（発言する者多数あり）

（「理事会でまとめてから、やればいいのだ」と呼ぶ者あり）

委員長

理事会で大島議員の委員外発言のことは何も出ていませんから、委員会の中で大島議員の発言を求めるというのはできないのです。

北野委員

それはわかっています。その上に立っての話だと何回も言っているでしょう。

委員長

北野委員、理事会の中で諮っていないものを、本委員会に入っていくなり言ったって、それはめちゃくちゃだ。

見楚谷委員

今いろいろお話がありました。先ほどの理事会の中で、大島議員からの委員外発言という形でいろいろ質問もされて、答弁はかみ合わなかったわけですけれども、先ほど聞いていても、水かけ論という形の中で大島議員は引かれたと思いますが、結局、これは何時間やっても何日やっても同じなのです。そういう状況の中で、先ほど理事会で聞いて、それで本委員会に入ったわけですから、委員長、これは速やかにやはり。

北野委員

委員長、納得できないね。

（「納得できるとかということではない」と呼ぶ者あり）

北野委員

そのぐらいの情けがあってもいいのではないのですか。

委員長

情けとか、そういうことではない。それは違う。委員長から、皆さん方の起立採決で決めたいというのは、それもだめですか。

（「そういうことをすべきでないよ」と呼ぶ者あり）

次木委員

そういう必要がないと思うのです。それで、委員長の判断で、速やかに委員会を開催し、質疑に入っていただきたい、こういうふうに思います。

委員長

それでは、北野委員、資料要求の件につきましては、これで閉じさせてもらいまして、質疑に入っていただきます。

北野委員

質疑に入る前に、今のような運びは、議論を尽くすということにならないということだけは言っておきます。

築港再開発にかかわる換地計画について

今、築港再開発にかかわって換地計画の縦覧をやっています。それにかかわる予算も出ています。

そこで伺いますが、土地区画整理法に基づいて、照応の原則というふうになって、いろいろ出ているのですが、縦覧にかかわって、この土地の評価指数、評価額の公開ということがあるのですけれども、いわゆる整理前後の地権者間の照応が適正かどうかという問題について、バックデータを出さないと言っているのです。何人もいない地権者ですよ。今度、国が入りましたけれども、一つ増えただけです。

こういうことで、議会として、予算を出されているけれども、適正かどうかの照応はどうやってチェックするのですか。だから、これは出してもらわなければだめですよ。出さないで、これは適正だと突っ張る理由などというのではないですから、出していただきたい。その数字でもって、適正かどうかということを議会が判断しなければならないのです。予算にかかわることですから、これはちゃんと出してください。

土木部次長

資料要求は初めて伺いまして、ただいま縦覧をしており、市民の方からこの換地計画に関する開示請求がされました。現在、私どもとしては、換地計画の定めに従って、法律で定めている部分について、個人情報等々であっても、法で開示をするということなので、縦覧という形をとってございますけれども、法で開示を求めるということになっていない資料については、市の情報公開条例に基づいた中で判断させてもらってございまして、その中で、個人情報等々の部分についての判断で、開示ができないという判断をさせていただきました。

今、北野委員から出せと言われたのは、ただいまが初めてでございまして、基本的にはそういった考え方でございますので、何を求めているかがちょっとよくわからないので、その辺、よろしくお願いします。

北野委員

言えば出すのですか。何を求めているかわからないというのは失礼な話だ。さっき言ったのだよ。地権者別の土地の評価指数、評価額が必要なので、資料として提出していただきたいということを言っているのです。予算が出ているのですからね。

しかも、土地区画整理法に基づいて、ちゃんと照応の原則というのがあって、整理前、整理後の照応や、地権者間の照応が適法かどうか、適正かどうかということを我々として審議しなければならないのです、予算が出ているのですから。そのバックデータがなく、私たちはどうやって見るのですか。

これは、縦覧にかかわって、元議員の大原登志男さんから言われて、担当はお断りになったのでしょうか。一市民の請求に対して断っていますけれども、市民と議会とは違いますからね。予算が出ているのですから、それが適正かどうかということをちゃんと議会で審議して、判断しなければならないのです。それが、地権者別の土地の評価指数、評価額が出ないということだったら、私たちはどうやって適正かどうかを見るのですか。

縦覧の内容は、私は見ていないのですけれども、大原さんから詳しく聞きました。そして、予算にもちゃんと出ているのです。予算にかかわることですから、そのバックデータなしに、ただ通してくれということは納得できないから、これは出してください。

土木部次長

この間の市街地活性化特別委員会の中でご提出した資料については、内部で再検討した中で、地権者別の、地権者間の従前従後の指数が入った、清算金まで出た数字の表を差しかえ分として既に月曜日に特別委員会の各委員にご提出してございます。

問題は、縦覧図書というのは、個々の持っていらっしゃる地権者の皆さんは、1筆の人もいますし、極端に言うると二、三十筆持っている方もいますので、個々の土地の評価の従前従後はどうなったかの表については、縦覧とし

て法律に定めていますから、お見せしました。

しかし、議会の方には、縦覧図書全部ということではなくて、抜粋、概要版という形で整理させてもらっていて、地権者別の従前従後の区分についてはお示しをいたしました。いわゆる個々の歳入歳出という形で清算金の徴収・交付というものの総額が示されれば、具体的にどなたのどの土地がどうだということについては、例えば税の部分であっても、ご審議いただくのには、総額の部分の議論としてはあると思うので、一人一人の財産がどうなっているかという部分について資料で提出をするということについては、個人情報という意味合いも含めて私どもは判断させてもらった、いわゆる情報公開条例で、そういうことをご理解いただきたいというふうに思います。

北野委員

理解できないから聞いているのです。これは前から問題になっているけれども、マイカルの持っている土地の評価をめぐって意見が分かれているのは次長だって知っているでしょう。私たちは、そういうことが土台にあって聞いているのです。だから、一般論で言わないでください。

1月6日に決まっていた第13回の口頭弁論は、市側の換地計画の縦覧が遅れたために、5月に延期になっているので、裁判そのものが。札幌高裁では、このバックデータを出すことは必要性を認めているのです。だから、裁判になれば公開になりますよ。そういう強制力でもって出されたときは仕方なく出すけれども、予算を出して、議会で審議するときは、あなたが出さないとやっている資料はあくまでも出さないとことなのですか。

土木部次長

お言葉ですけれども、1月に予定されていたのが5月に延びたというのは、裁判の問題で仕事をしているわけではなくて、具体的ないろいろな事情があってということで、ただ、原告側があくまでも市の換地計画を見なければ準備書面が書けないという事情を主張してございましたから、私どもとしては、縦覧がこういう形で延びていますというお話を書類で整理して、原告側に対して、顧問弁護士と相談してやったことでございますので、高裁自体でこの提出を云々ということはお聞きしてございません。

もう一つ、先ほど来言っていますけれども、基本的に、この問題については、換地計画ではなくて、換地設計の段階から、換地基準とか評価基準とか路線価格という、最低限の評価の判断ができるものについては私どもは開示でお示しをしてあると思っています。そういう意味で、前回の特別委員会でもお話を申し上げたように、最低限、情報公開という中で整理をするもの、それから、法律という形で出さざるを得ないもの、こういった中で処理をしていかざるを得ないというふうに思っていますので、その辺はちょっとご理解いただきたいというふうに思っています。

北野委員

適正かどうかを市民に理解してもらうためには、先ほど来指摘している点を公開して、市民の皆さん、どうぞ見てくださいというのが筋だし、まして、予算を出している議会に対しては、適正にやっているのだというふうにあなた方はおっしゃるわけだから、その根拠をちゃんと出してください。

いろいろ膨大な資料が出ていることは、今、山田次長から中心部分だけ説明があったけれども、それは私たちも承知しています。さっき言いましたけれども、今回のこの換地計画にかかわる地権者別のバックデータを出して、適正に評価されているのだということをお示しをあなた方は胸を張って言えばいいのです。どうしても出せないものですか。適正でないような評価だからなのですか。中身を見れば、地権者別に出せば、後でいろいろ言われることがあるから出せないのですか。どういうことですか。

土木部次長

公衆の縦覧に供しなさいというものはすべて出しました。どなたが来られても、公衆の縦覧に供するものというふうに定められているものについてはすべて出していますから。

北野委員

そういうことでなくて、聞いていることそのものについて。

土木部次長

ですから、基本的に、バックデータまでお示し下さいということはどこ法律にも書いていませんので、私どもとしては、公衆の縦覧に供していくものについてはすべてお出ししました。

それで、少なくとも、清算金の議論をするに当たって、どなたから徴収して、どなたに交付するというデータもこの間の委員会の中で差しかえという形でお示しをしました。

私どもは、地権者別なり筆別でもって具体的にどのような評価をしたかということについては、評価基準もあるし、換地基準もありますから、それに基づいた結果ですということ縦覧に供しているわけですから、一つ一つの寸法をはかって、奥行き制限を何ぼだこんだという、いわゆる作業の資料まで全部出せということには基本的にはならないと思いますので、私どもとしては、法令、法規、条例等で判断できる部分についてはお示ししていますし、開示請求には応じているところがございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

北野委員

改めて要求しておきます。地権者別の土地の評価指数、評価額を出してください。これは後でまたやります。

訴えの提起について

次に、議案第40号にかかわって伺います。

まず、この間、議案第40号の訴えの提起に至るまで、いつそういうことを本気になって決めて、その作業に入ったか。関係者とどういう接触、交渉をして今日に至ったか。最近の例で、議案第40号に至る過程をリアルに教えてください。

商工課長

ちょっと私の理解が違うところがあるかもしれませんが、今の問題になりますと、議案第40号は訴えの提起ということでもありますけれども、この間、私が来てから1年10カ月ぐらいになります、相手方の皆さんとお話をしながら、ずっと進んできている中で、私ども事務局としても、いろいろな検討というのですか、そういうことをしながら進んできておりました。

交渉の中身、交渉の中での相手方の考え方なんかも含めて、ずっと進んできたわけでもありますけれども、昨年12月の定例会の中で、斉藤（裕）議員の方からフィッシュミールに関する一定のめどみたいなご質問があったと思いますが、その中で、この第1回定例会をめでに市として一定の判断をするとお答えしたと私は記憶しているのですが、最終的には、この期間の中で、市として、今の訴えの提起という判断をしてまいりました。

それで、相手方に対してのお話だと思いますけれども、日にちは定かでございますが、私と部長の段階で、相手方には、裁判の話を含めて、1回ないし2回お話をしながら、最終的には、資料としてもお出ししていますけれども、2月1日だと思いますが、本庁舎内で市長の方から相手方にお話をした、そんな経過でございます。

北野委員

今聞いていたら、この期に及んでも、あなた方は、市側のイニシアチブでそういう運びをしたように後づけているけれども、違うでしょう。

これは市長に伺いますが、議案第40号に至る過程で、いろいろ歴史的な経緯があるのです。平成2年に覚書を交わして、損失補てん金を締結するに至ったときに、当時の助役、経済部長、次長、商工課長は、フィッシュミール協業組合の理事の方と同席してお話をされているはずなのです。そこから市長もかかわったこの問題について、どういうふうにかかわってきたか、市長自身の口から経緯を追ってご説明願いたい。

市長

10年以上になりますので、定かではございませんけれども、私の記憶では、昭和63年に経済部へ来まして、当時、フィッシュミール協業組合の経営が非常に厳しいということで、本来市に払うべきものを払っていない。議会で我

々は相当怒られた記憶があります。当時の方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、相当怒られた。

そんなようなことから、何年でしたか、操業停止をしましたね。操業停止をするということで、それでは後始末をどうするのだということで、当時、本来であれば、操業停止ですから、即、契約解除になるのでしょうかけれども、契約解除をすると、直ちに、残金が6億円ぐらいですか、その返還を相手方に求めなければならない。そういうことで、過去の経緯、経過があるから、それでは余りにひどいのではないかと、何かいい方法はないかということで、当時の全国市長会の顧問弁護士とも相談して、主要損失補てん金で、6億円払うところが、結局は、残り1億何千万円ですか、そういう結果になったのですけれども、このことについても、後ほど、大畠議員から、その差額の分はだれが払うのだ、一般財源でないかというようなおしかりを受けた経過もあります。

そういうことで、当時の担当者といいますか、上司が、こういった方向でやろうということで、損失補てん金の支払いということになったわけですが、その話し合いの中で、今後10年間にわたって支払いをしてほしいと。私は記憶は残りありませんけれども、当時の責任者が、一括で払うのは大変だということで、何とか自分の財産でも処分して支払うというぐらいの誠意を見せてくれないかというような話があって、現在に至っている。

しかし、その部分では、向こう側は、我々には債務がない、債権放棄をするという話があったから、我々は払う義務はないのだというようなことで来ましたが、私どもとしては、あくまでも債務はありますよと、そういうことでずっと交渉してきた経過があるわけですが、最終的に、どうしても意見が平行線ですから、これ以上話し合いをしても無理だろうと。

それで、去年の2定ですか、これも大畠議員から質問があって、市は債権放棄をするのではないかと、債権放棄をする理由はどこにあるのだというような指摘もあって、この問題の解決に当たっては、債権放棄をするか、あるいはまた法的な手続をとるか、どちらかの判断しかないと、それについては慎重に検討させていただきますというお答えをしてきて、今回に至ったということでございます。

北野委員

今、市長の口から初めて、債権放棄の話が平成2年の覚書締結時に交わされたという説明がありました。そういうことですね。

それで、市長は、12日の予算特別委員会経済部所管で私がこの問題を提起したときは、この場にはおられませんでしたが、ポイントについては担当者から聞いておられると思うのです。

今日の午前中も大門さんを読んで、私どもは、話をお聞きしました。その中で、平成2年のときに、フィッシュミール協業組合の操業がうまくいかないで解散する、については、その作業は市の方でやるからということで整ったから判こを持ってきてくれということで呼ばれて、印鑑を持って集まったと。そしたら、いろいろ経過があるからポイントだけ言いますと、要するに、差し引きで1億5,000万円余り残っているから、それを損失補てん金という形で年賦でもって支払ってもらう、そういう説明をした。

そのときに、わかりましたという判は押していないのです。物すごく抵抗されたのです。市長も同席して、それは聞いていると思うのです。今の企画部長の高橋さんは商工課長だったから、直接の担当者ですよ。聞いているでしょう。そういうやりとりの中で、債権放棄をするから、払う払わないは別にして、とにかく協力してくれ、これがないと議会を通らないということまで再三言って、そして判を押させているのです。

ご承知のとおり、一人だけでないのです、複数の人が判を押したのですから。商売をやっている人は、自分の規模からいって、1億5,000万円をこれから連帯して払うなどということになったら、大変なことだということを実感するのです。だから、集まった全員が一致するには、判を押すに至るには、それ相当の担保がなければだめなのです。

そのときに、払う払わないは別にして、債権放棄をするから、とにかく協力してくれと再三にわたって説得したのでしょうか。その場では市長は発言していないかもしれませんが、だから、記憶が余りないかもしれませんが、そう

だから、何回も言うけれども、結んだ直後から数年間にわたって、納入通知書を送ったかどうか分かりませんが、「納入について」という文書を送ったり、督促についての文書を送っていますが、これは規格外のものを送っているのですよ。そして、送りっ放しで、一度たりとも、払えということを言いに行っていないでしょう。

あなた方から出された資料でも、平成9年になって、当時、商工課長の高橋さんが経済部長になって、初めて、払ってくれないかと言って、相手側から、あなた、何を言っているのだ、あなたは立ち会ってちゃんと知っていたのではないかとと言われて、せめて月1万円でも払ってくれないかと言ったでしょう。1億5,000万円払ってもらってもらうのに、月1万円と、そんな言い方をしたら、事実上、払ってくれなくてもいいというのと同じでしょう。これはまじめな催促ではないですよ。だから、数年間にわたって取立てが一切できなかったのです。そして、みんなが心配したように、代が変わりてきて、とうとうこういうことになったでしょう。

だから、山崎課長がさっき説明したけれども、2月1日ですか、市長と最終の話し合いをしたというのも、市側のイニシアチブでないでしょう。大門さんたちから、とんでもない、この経緯に照らして、ぜひ市長に会わせてくれということと言われて2月1日になったのではないですか。経過も含めて説明してください。

企画部長

ただいまの質問の中で、平成9年のときに大門さんの方に話に行ったというようなご質問がございましたけれども、そのことについては私の方からお答えをいたします。

1万円程度という話でございますけれども、基本的には、1億5,700万円という債権があるわけでございますが、そういう中で、非常に厳しい状況は当初も言われておりました。例えば、保証人の方々はかなり高齢化されているとかというような話がございます、厳しいという認識はあったわけですが、1億5,700万円という債権があるわけですから、これについては、お支払いいただくような誠意、あるいは努力を見せていただきたい、こういうようなことで、平成9年のときに、金額は別にしまして、要するに分割で納めていただくようなことを考えていいのではないかとということでお話をしてきたことは覚えております。

経済部長

2月1日に市長と向こうの組合の方々がお会いした経過ですけれども、私が前理事長にお会いしたときに、債権の問題についていろいろお話をし、相手方から言えば債務なのですが、このまま債権をお認めいただけないとすれば訴訟という法的な手段も考えなければならないというお話をしたときに、前理事長の方から、この件について市長に会わせていただきたいということがございまして、2月1日にセットをした経過はございます。

北野委員

だから、結局、みずからやったのではなくて、と言われて、そういうものがセットされたということでしょう。さっきの課長の説明では市のイニシアチブでやったように得々と言っているけれども、そうではないということだけはわかりました。

それで、市長に伺いますけれども、平成2年の組合の解散に当たって、契約をやり直して覚書を結んで、その条項の中で、別紙のとおり払うということで1億5,000万円を年賦でもって払っていくということになったのです。そのとき、当時の助役、それから経済部長、次長、商工課長は同席していましたね。市長もその場にいましたよね。そのやりとりは記憶にないという点があるかもわからないけれども、同席していた。

それから、この損失補てん金の直接の担当者は歴代の商工課長ですね。そうでしょう。

商工課長

古い話の部分はわかりませんが、今私がやっていますが、代々、協業組合関係というのは中小企業センターができるまでは商工課でやっていたと思いますので、フィッシュミール協業組合関係というのは商工課の範疇であると思います。商工課長が事務を分掌していると思います。

北野委員

この議案第40号については、市長の政治姿勢が問われている問題だと思うのです。まず、平成2年の覚書締結時に、業者の人が判こを押さないとやったときのやりとりで、結局、決定的だったのは、いずれ債権放棄をするから、払う払わないは別にして、とにかく協力してくれということを書いて、商売をやっている人たちが判を押すに至った決定的な要因のやりとりがそこで行われているということです。だから、その直後からまじめな取立ては全然できなかつたのです。これは証拠としては資料が残っていないけれども、はっきりしているのです。

それから、市長のかかわりとしては、市長は、その後、経済部長を短期間ですが、お務めになっておられた。先ほど理事長の大門さんにお会いしてお話を聞いたときに、市長にかかわることが三つありました。

一つは、今言った覚書締結時に同席していたということで、経緯は市長がよく知っている。

二つ目は、ある席と言っていました。私の調査では、これは市役所の幹部職員のお葬式ではないか。通夜の席ではないかと思うのですが、山田市長が経済部長のときに、大門さんにそのお通夜の席でお会いして、何とか債権放棄をしてもらえないかということを書かれている。そのときの商工課長は高橋さんです。そのときに、タイミングがあるからもう少し待ってくれということを書かれているのです。これが二つ目です。

三つ目は、今年の2月1日です。債権はないと思っていたのが裁判になるから、債権放棄をするという話はどうなったのだということをお門さんの側は当然問題にするわけです。それで、市長に会わせれということで、2月1日に会うことになった。大門さんの話ですが、そのとき、市長は、話はわかっている、住民訴訟があるのでどうにもならないから、やらざるを得なくなったので了解してくれ、そこで話し合いになるということをおっしゃっているのです。

だから、市長の言動がもしそのとおりであるとすれば、当然、債権放棄にやがて持っていくということが平成2年の覚書締結時にあったということは、そういうことからもしっかりするのではないかと。そのほかに、客観的にまじめな請求をしていない。大島議員にあれだけ言われてもまじめな請求をしなかったのだから、そういうことではないですかというふうに聞いているのです。

だから、当初の話と全く逆で、当時の助役に対して、市役所は人事異動が激しい、あなた方がいなくなって、かわった後任の人が請求するようになったら困るということまで予測しておっしゃっているのです。そこに、当時の山田経済部次長を初め、経済部の幹部職員がいるものだから、言ってみれば、こういう人たちがちゃんと聞いているのではないかと書かれて、判こを押すに至っているのです。取るつもりもないし、ということは、市の方が説得して、判こを押させている。

そういう経過で1億5,000万円の損失補てん金というものが始まっているのですから。その後、この経過に照らして、どういうふう処理したら正しい解決だったのかということは何回か問われたと私は思っているのです。ずるずるずると手を打たずに、言ってみれば、歴代の経済部長は、そういうことにさわりたくないから先送り先送りしてきたのです。そして、今日に至って、時効の10年を迎えるに至った。だから、こういう議案第40号で訴えの提起というふうに至った。

そうであれば、当時の経過に照らして、何らかのもっと誠意のある態度をとってもよかつたのではないかとこのように私は思うのです。だから、私は、これは市長の政治姿勢にかかわる問題だと思っているのです。市長が市長に当選されて、全然預かり知らないことについて市長として突然解決を求められたということではないわけですから、私は、当然、市長を初めとする関係者の皆さんの政治判断があつたと思うだけに、市長の答弁と経過に照らして、こういう訴えの提起というものが公平なのかどうか、これを伺いたい。

市長

前段の覚書締結時に同席したのは確かですが、そのときのやりとりについてはちょっと記憶がありませんけれども、前回の委員会なんかで経済部長からも答えていますとおり、当時の責任者は、全部払うのは大変だろう、しかし、資産でも売却して少しでも誠意を示してくれないか、その後のことについてはそのときに判断しましょうとい

うことを言っているようです。その後に判断しましょうというのは、一つは債権放棄のことも含んでいるのかなというふうに思いますけれども、債権放棄については明言していないというふうに話をしていますから、私どもとしては、そういう経過をずっと踏まえてきております。

それから、お葬式の席で確かにお会いした記憶はありますけれども、そういう話をしたかどうかは記憶がありません。

それから、2月1日にお会いしまして、我々としても、この問題についてどう解決するか、いろいろ手法については考えてきましたと。もちろん、債権放棄の問題、議会で言うと権利放棄、この問題も検討したと。それから、和解の関係も、法的なものを全部整理して、最終的に、どの手法をとっても、訴えの提起以外の手法をとっても、これは住民訴訟なり、そういった問題に発展する問題だということで、今までのずっと長い間の話し合いでご了解が得られないで来たわけですから、これ以上話し合いをしても無理でしょうなということで話をしまして、そのときいらっしゃった方で、どなたかが発言していましたけれども、そのときにいらっしゃった方ですけれども、これはそういった法的処理しかないねというような相手方の話もあって、これはやむを得ないと。向こうは合意したかどうかわかりませんが、これはやむを得ないなというようなその席の雰囲気もあって、最終的に判断したということでございますので、ご理解願いたいと思います。

経済部長

ただいま市長の方からご答弁いたしました3点目にかかわってですけれども、その場に、法人の連帯保証人のお身内の方が顧問として見えられたのですが、市長とのいろいろなやりとりの中で、市の立場は理解できる、法的には、契約書がある以上、裁判というもうなづける、この件については裁判で決着するのがベストだと思いますよと。ただし、こちら側の思いも十分理解していただけていると思っておりますので、裁判の中でのご配慮もお願いしたいという向こう側のお話もあったことをつけ加えさせていただきたいと思っております。

北野委員

訴えの提起に至る最初から、大変納得できないものだし、言ってみれば、市民をだましうちにしたのと同じだと。だから、先ほど言っていましたよ。「50年の商売を閉じるに当たって、悪徳商人の汚名を最後に着せられた。これで人生が終わると情けない。信頼関係、人間性を寂しく感ずる」ということで、役人の二面性ということをお話していました。私は、身につまされる思いで聞いていました。

だから、こういう非常に不明朗な形で、最後は、こういういきさつに照らして市民をだましうちするようなやり方というのは私は納得できない。

そこで、別な問題からお伺いいたしますが、この前も指摘していますけれども、訴えの提起に至るまでには、それ相当の法令に定められた手続が必要です。厳密に答えてくださいよ。先日みたくいいかげんにされたら困りますからね。地方自治法の第240条に基づいて、訴えの提起をするためにはどういう手続を踏みますか。丁寧に答えてください。

商工課長

政令第171条の2の2項のご質問ということによろしゅうございますか。

北野委員

いいですよ。

商工課長

それでありましたら、先般もご質問の中でございましたけれども、政令第171条の2の2項の中には、前段第171条の督促という行為を受けて、その順位としての担保されるべき債権についての履行請求、そして、その最後に、訴訟手続という一連の流れについて記載をさせていただきます。

私どもとしては、この前もお話をさせていただきますけれども、毎年、納入がなかったために、組合に督促行為をし

ておりました。これは、督促状の様式のことをご指摘もいただいて、不適切ということもありましたけれども、督促をしてございました。

そして、この部分につきましては、連帯保証人に対しても、これまた督促状としての有効性の問題でご指摘もありましたけれども、そういう納入の督促の文書も送付してございました。

この第171条の2の2項の規定による支払い請求のための訴訟手続につきましては、私どもとしては、顧問弁護士ともご相談をしていく中で、仮に督促行為がなかったとしても、これを起こすことは可能であるという、そういったご判断もいただいておりますので、そういうふうにご考えてございます。

北野委員

督促行為をしていないということは認めましたよね。督促については、法令で言う保証人に対して履行の請求をするという行為は行っていませんね。

商工課長

今のは連帯保証人に対する督促ということですね。

北野委員

そうです。

商工課長

先ほど申し上げましたけれども、連帯保証人に対しては、組合への督促状の写しを添付した納入督促という文書を送っております。議員からもご指摘がありましたとおり、それが督促状として有効かどうかの疑義はあろうかと思いますが、そういう文書は送っております。

北野委員

疑義でないでしょう。これは、あなた方が間違っただけのことです。

まず、「履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない」と。この督促は資料として出していただきましたけれども、市長の定める規則にのっとらない書式で初めから終わりまでやっているということです。これが有効なのかということがまずあるのです。

次に、課長が今おっしゃった、「前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない」というふうになっているのです。

だから、まず、フィッシュミール協業組合に対する督促は規則に基づかないものだったということは先日も認めました。それでも有効だというふうにあなた方は言うのですね。

それから、督促の行為をしたと思って裁判に至ったけれども、保証人に対する履行の請求をしたというふう当初は思っていたのでしょうか。我々にも口頭でそう言ったのです、督促はずっとしてましたと。ところが、その資料を提出してもらったら、督促状に値するものでないということがはっきりしたのです。これは督促状でないということです。あなた方は督促状だと思ってやっていたのです。ところが、書式が整っていない。市長名で出していないのですから、書式が整っていないのです。

それからもう一つは、フィッシュミール協業組合に出す督促の日にちと、あなた方の言う保証人に対する督促の日にちは同じでしょう。法令に照らせば、そんなことはあり得ないのです。協業組合が支払い期限を過ぎて相当期間がたっても払わないときは保証人にやるというのだから、協業組合と保証人に同じ日付で督促状を出すなどということはありません。二重三重に、そういう手順を踏んでいない。そして訴訟です。

私は、こういう手続を踏まないで、いきなり訴訟ということもあるというのは知っています。それは、相手側が、市から裁判を起こされて困るということで、財産を隠したり、いろいろな措置をして払わないような、そういう逃げを打つような危険がある場合は、そういう督促の行為その他をやらないで、いきなり裁判ということだってあり得ます。しかし、話し合いに幾らでも応じているし、逃げも隠れもしないで2人の方は商売をやっているのです。

何でそうやって中抜きする必要があるのですか。だから、必要な手を打ち尽くして、なおかつ納入されないから、仕方ない、裁判しかないということにはならないです、どう考えたって。手続上、手落ちだらけでしょう。いかがですか。

商工課長

今お話がありました連帯保証人への督促につきましては、私が先ほど申し上げましたけれども、議員が今おっしゃいますように、この有効性の問題については疑義のあるところであります、その部分はあるかと思えます。

ただ、私が思っていますのは、そういった意味で、あの中身に書いてある部分は、仮に相手方に届いたときに、周知すべきことが理解できる中身だなというふうに感じて私はそういうことを申し上げました。ただ、法的に有効かどうかについては疑義のあるところで、一定、司法の判断にゆだねなければならないかと思えます。

そういう意味では、委員も申されましたけれども、決して私どももそういった行為だけで手をこまねいていたわけではなくて、お邪魔してお話をしたり、納入についての交渉を私どもはやってきているわけですから、お話し合いをする中で、最終的にどうしてもその部分でご理解が得られないということで、今回こういう判断をしたということでございます。

北野委員

課長は重大なことを答弁しているのです。

そしたら、訴訟に至る経過で、疑義があるけれども、督促状を保証人に対して送ったという前提で裁判をやるのですね。今の答弁では、そういうことになるでしょう。

商工課長

先ほどから申し上げていますとおり、連帯保証人への督促について、それが有効かどうかの部分は確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ、我々は、先ほど申し上げましたけれども、そのことが仮にないにしても、私どもが今回やった訴訟への手続については省略されたにしても、順位が狂ったにしても、ある意味では不適當な部分はありますが、法的には有効だということで今は考えております。

北野委員

はっきりさせてください。

経済部でなくてもいいから、督促状はどういうことを記載してやらなければならないのですか。だれの名前で送るのですか。書式があったら、書式も示して言ってください。

（総務）行政改革地方分権担当主幹

今、督促状の要件というお話ですけれども、納入義務者、納期限、納入金額、それから、その金額に係る、相手から言わせると債務を市長名で請求しています。

北野委員

納入期日も指定するのでしょうか。

（総務）行政改革地方分権担当主幹

いついつまでに納めてくださいという形でやっています。

北野委員

それは書式があるのでしょうか。催告状という、督促でなくて。書式はあるのでしょうか。

（総務）行政改革地方分権担当主幹

今の件で言うと、税外収入徴収規則の催告状という名前で一定の様式があり、市の内部ではそういう形でやるといふふうになっています。

北野委員

だから、フィッシュミール協業組合に送った督促状も、市の規則にのっとらないものを送っている。保証人に対

しても、これは市長の名前で送っていないのだから、督促に値しないものでしょう。それも、今答えられたように、税外収入の催告の場合はちゃんと様式が決まっていると、その様式に基づいても送っていないのです、1回も。こんなでたらめなことをやって、人事を尽くしたというふうに言えますか。

そしたら、こういうものについて何のために規則をつくるのですか。宮腰君が今言ったように、法律に基づいてその諸要件は書いてあります。それさえ書いていれば、新聞の広告の裏に書いて市長の公印を押して出してもいいということですか。そんな失礼なことにはならないでしょう。やっぱり、書式に基づいて出せということで、市長がちゃんと規則を定めているのでしょうか。なぜその規則に基づいてやらなかったのですかということを知っているのです。わからなかったのですか。

商工課長

ご指摘の点については、確かに、税外収入徴収規則で定められた様式を使わずに出している部分がかかなり多いというケースはあります。その部分では、おっしゃるとおりでありまして、不適切な部分が相当あったし、当時の担当者全部には確認をしておりますけれども、失念していたか、もしくは間違っただかということだと思います。

ただ、この前も申し上げましたけれども、その部分は、我々としても当然反省をしなければなりませんし、不適切ですが、そういった行為としては有効だったなというふうには思っております。

北野委員

わからない。要するに、あなた方は、書式に基づかないことを9回10回にわたってやっても、それは有効なのだ、法律で定めることだけが載っていれば形式はどうでもいいということでしょう。その要件を備えているから裁判をやるというのだから、それを是としてやるわけでしょう。そしたら、市長が定めた書式は一体何なのですか。全部無視しているでしょう。そんなことでいいのですか。

市長

当時、今のような事態になるというようなことではなくて、当然、話し合いで何とか解決しようということで努力をしてきたわけです。それで、今こういう事態になって、調べていったら、たまたま様式が所定外のものを使っていたということでございますけれども、今、訴訟を提起するに当たっては、そのことについては法的には問題ないだろうという判断のもとで進めるということでございますので、その部分をご理解願いたいと思います。

北野委員

市長、自分でみずから規則を定めているのでしょうか。条例とそれに基づく規則を定めて、こういう書式を使えとなっているのでしょうか。それが1回も使われていないのですよ。納入通知書だってでたらめきわまりないということ、この間、逐一明らかにしました。だから、私は、これは、送っていないで、でっち上げた後で、裁判に目がけてつくったものではないかという疑いもあります。

百歩譲って、それが送られていたとしても、それだって、まともなものは1通しかないということを理事者側が認めているのです。納入通知書、それからフィッシュミール協業組合に対する督促、催告状もそうですが、連帯保証人に対しては督促すら行っていないということです。そして、いきなり裁判なのです。市民を裁判にかけるのに、そういうやり方というのはいいのか。

結局、そういうことがいいのだということ、今、市長の口から認めれば、条例や規則に定められているものを使わなくても構わないということ、市長自身が部下に向かって言うことになるのです。そういうことでしょう。だから、私は、規律が緩む要因になると言っているのです。担当者だってこんなことは見もしなくて構わない、そういうことを平然と歴代やってきているのです。一人として発見できていないのでしょうか。これはどういうことですか。判こをついた人、一人ずつ、どういう思いで判をついたかを言ってください。全然納得できません、こんなやり方は、でたらめでしょう。

市長

一般から何回もお答えしておりますけれども、確かに、様式的には不適切なものはあった、そのことについては大変申しわけないと。ただ、我々としては、そういったことについて相手方に伝わり、何とか理解をして支払ってほしいという願いを込めてやってきたわけです。ただ、たまたま結果として、さっきも言いましたけれども、こういった事態になったときに、改めて様式を見たら不備だったということは、何回も申し上げていますが、その点は申しわけないと思っています。

ただ、北野委員からいろいろ言われていますけれども、私どもとしても、ここへ来れば言いたいことはあるわけですが、それは、我々担当者としても、過去の交渉の中でいろいろなことを言われているし、いろいろなこともあったわけですが、一々申し上げられませんから、申し上げませんが、その辺は、仮にもし裁判になったときには十分話をしなければならないというふうには思っております。

そんなことで、確かに、様式については大変申しわけない、こういうふうには思っています。

北野委員

結局、市長もそうだし、担当者の方も、不備だけれども、相手側にこういう債権があるということで伝わったから、市側の意思が伝わっている、伝えてきたというふうには言っています。そういうふうな言い方は、今になってはできません。しかし、受け取った側は、締結時に、債権放棄をするから心配するなということ言われているのです。納入通知や督促の形をとっていなくても、通告されていればと言うけれども、だれ一人口頭で払えということを行いに行っていないでしょう、2年の締結から平成9年まで。資料も何もありません。そしたら、受け取った側が市のような思いになりますか。一応形式では来たけれども、もう払わなくていいのだから放っておくと、一人として請求に来ないと。こういうことでしょうか。だから、相手側にその思いが伝わっていません。

かえって、担当者が絶対払ってくれと1年ごとに真剣になって迫っていたら、また別でしょうけれども、平成9年まで行っていません。平成9年になって初めて高橋さんが行ったときに、1万円でもいいから払ってくれという話です。そんなのはまじめな請求と言えますか。だから、相手側にその思いが伝わっていません。それで裁判ですか。改めてお答えください。

市長

向こう側の一方的なお話だけだと思いますけれども、私どもは、誠意を示していただきたいということは当初から言っているわけですから、そのことについて、それも否定されるというか、我々は債権はないのだと。双方に意見の食い違いがあるわけですから、これは何ば話し合いをしても解決がつかないだろうという判断です。ですから、第三者の公平な場でもってこの問題についてはっきりしてほしいということで今回提訴するわけですが、その過程で書式等についていろいろ不備なことがあったことについては、先ほど来申し上げていますが、おわびを申し上げたい、こう思っています。

北野委員

経済部は何か言うことがありますか。

経済部長

確かに、前理事長の方から今までいろいろと言われてきていたことは、北野委員がこれまでお話をされていることで、私たちも伺っております。ただ、小樽市として、放棄そのものについてその時点で明確に言ったのか、あるいはそれを期待させるようなことがあったのかというあたりについては、当時の責任者の方にお伺いしているというふうにお話し申し上げているとおり、私たちとしては、そこまでの話で双方が合意をしているような状況には至っていなかったのかなというふうに思っております。

そういう中で、私になってから行った時点でも、ある連帯保証人の方につきましては、債務が全くないということではなくて、限りなくゼロに近くしていただきたいというような意向も一時示されたことがございますので、すべてがすべて債権放棄の意識で固まっていたのともまた違う部分もあるのかなと、債務についてお認めになる部分

もあるのかなというふうな認識を持ってこれまで来たところでございます。

北野委員

部長は都合のいいことばかりしか言わないわけです。それで、議案第40号にかかわって、先ほどの理事会のやりとりの中で新しい点が出たので、この際伺っておきたい。

それは、今年の3月7日に納入通知書が発見された。長年にわたって、平成9年から大畠議員が言ってきたけれども、資料はないというふうに言っていたのが、3月7日に発見されたから、8日の共産党の資料要求に対しては、1通を除いて出した、こういう説明でしたね。これは間違いないでしょう、さっきの話だから。違うのですか。うなずいたから、そうでしょう。

そうすると、2月の中旬に、会派説明、議案のレクチャーをやっているのです。裁判になりますということです。裁判が成立するための要件の納入通知書がなくて裁判が構成されるのですか。これは、詳しい方が責任を持って正確に答弁してください。

（総務）行政改革地方分権担当主幹

私も事実関係がよくわからないのですけれども、今、納入通知書というお話でしたが、納入通知書がなければ裁判を起こすことができないということはないと思います。納入通知書が重大な要件になるかどうかは裁判になってみなければわからない話でして、原告、被告あるいは裁判所の方から、証拠として、証書として提出しなさいと、それが事実関係の白黒をつけるのに必要だということになれば、そうなりますでしょうけれども、納入通知書がないから裁判にかけられないということにはならないと思います。

北野委員

そしたら、締結書、覚書があれば有効だというのでしょうか。

（総務）行政改革地方分権担当主幹

それだけということではないと思いますけれども、契約書があって、そのほかの資料関係も整っていたから提訴できるということを市の顧問弁護士が判断したというふうに考えます。

北野委員

主幹はそう言うけれども、さっきの場になかったから言いますが、経済部は、顧問弁護士に対して、納入通知書がないなどということは説明していないのです。だから、当然、弁護士は納入通知書があるという前提で聞いているのです。

納入通知書の書類がなかったら裁判にならないのではないかとというふうに普通は思うのです、そこが出発点なのだから。というのは、平成2年の締結書がある、それだけで裁判になるというふうにあなたはおっしゃるけれども、それがあったからといって、以後、条例で定めている納入通知書だとか督促状、私法債権の場合は催告状と市の規則ではなっているのですが、そういうものが何年にもわたって行っていなかったということになったら裁判にならないでしょう。

（総務）行政改革地方分権担当主幹

今、北野委員がおっしゃっているのは、なかったというお話で言っておられますけれども、それは相手の方がそう言っているだけの話だろうと思います。

北野委員

違うのです。締結書を見せて、裁判ができると弁護士が言ったと言うから、私は、納入通知書が見当たりませんということを説明したのかと聞いたのです。説明していないと言うのです。だから、私は、弁護士はあるという前提で裁判が構成されると言ったのではないかとということを聞いているのです。

（総務）行政改革地方分権担当主幹

それは北野委員の推測であって、経済部の方で顧問弁護士に話をしたときには、こういった資料があります、こ

れで提訴は可能ですかという話をしているはずですから。何を持っていったのかは具体的にはわかりませんが、先ほど私が答えたのは、覚書だけでやったのではないだろう、ほかのものを示した上で、弁護士が、これなら提訴ができるという判断をしたのだろうということをお願いしたので、覚書だけでできるとは申し上げていません。

それからまた、相手の方が納入通知書が来ていないと言っているから、なかったのだろうというお話ですが、それにつきましても、弁護士が、納入通知書があるかないかがわからない段階で、あるいは頭に入れないで裁判にできると言ったのであれば、それなりの根拠があったのだろうと私は思います。

北野委員

そしたら、経済部に聞くけれども、何々を弁護士にお示しになったのですか。書類の名前を教えてください。

経済部長

弁護士のところにお持ちいたしましたのは、平成2年6月30日の解除契約並びに覚書、それと連帯保証人にかかわる部分の一覧表を持ってまいりました。それと、そのときに、納入の依頼について文章を出しているというお話を申し上げました。

北野委員

解除契約、覚書、連帯保証人の一覧表、それと

経済部長

済みません。そのときに、組合に対する督促の文書を持ってまいりました。

北野委員

それでは、4点ですか、5点ですか。解除契約、覚書、連帯保証人の一覧、組合への督促状。

経済部長

この時点で私が申し上げたのは5点でございます。

北野委員

保証人の、山崎君が疑義があるというのは持ってっていないのですか。保証人に対する履行請求の、あなた方がそういうふうに理解していたものは持ってっていないのですか。

商工課長

弁護士とは何回もやりとりをしているものですから、余り記憶も定かではないのですが、部長が今ご答弁した中身で弁護士に持っていったのだろうと思います。

北野委員

もう一つ聞いておかなければならないことがあるのだけれども、いわゆる納入通知書の作成、これは、この前に聞いた中で聞いていないことが一つあるから、聞いておきますが、平成9年のものが後で出てきた。これは拡大したものであったということは指摘しておきました。結局、平成9年度のを10年度にコピーした、そして、コピーだから、納入通知書の規格にないから、それをはさみでちょん切ったか、カッターで切ったかした、そして、ご丁寧にミシン目も入れたというのでしょうか。そういう話だね。

そしたら、契約管財課に聞くけれども、私法債権の取立ての場合、それに使うのは、原課でそれを持っていないで、おたくの方で預かっているのですか、平成9年と10年は。

契約管財課長

様式第11号につきましては、余り枚数が出ることはないと思います。それで、全庁的に、どこどこかは私はちょっと定かではございませんけれども、使っているということで、集中購買等の物品にも入ってございませんので、この当時どうしていたかは私は承知しておりません。昨年、その様式がないということで、印刷をかけて、契約管財課に2冊ありますので、所管の方が必要というときはそこからお渡ししているという状況です。

北野委員

そしたら、経済部に聞くけれども、契約管財課にそういう正式な書類があるのは知らなかったのですか。それでコピーしたのですか。

商工課長

9年度のことは、私はいませんでしたから、正確にわかりません。ただ、この前もご答弁申し上げましたけれども、多分そういうことではなかろうかと申し上げましたのは、9年度の年度の部分と納期限を消したのか、もしくは、初めから、新しい納付書に住所、氏名、金額等を全部入れておいて保存しておいたのか。それをコピーすることによって、同じ中身であれば何年間も使えるということになります。現実には、私も昔、税とかにありましたけれども、まるっきり同じものであれば、そういうものを準備しておいて、その年度になったらそれをコピーして使うということで用意することはあるかと思しますので、そういうことをしたのかなというふうに思っております。

北野委員

今、税のことを言ったけれども、税務長、あな方はそんないいかげんなことをやっているのですか。

税務長

私の方で扱っている納入通知書というのは、制度とか利率が変わってきますので、その都度印刷されます。

北野委員

結局、歴代の経済部は、そういう納入通知書について、公法上の債権か私法上の債権かわけもわからないで、しょっぱなから、公法上の住宅使用料か、し尿手数料が知らないけれども、その延滞金と書いたものをつけて、それを使っていたのでしょうか。だから、書式については、のっけから知らないから、カッターで切ったか、はさみで切ったか知らないけれども、ミシン目を入れたというから、どんな小道具を使ってミシン目を入れたのか、後で持ってきてください。審議に必要です。

商工課長

ミシン目を入れたかどうかというのは私も確認はしておりませんが。

北野委員

この間、ミシン目を入れたと自分で言ったでしょう。

商工課長

私は言っておりません。

北野委員

だから、入れた人に。

商工課長

それは、職場の中で確認をして、お持ちしたいと思います。

北野委員

だから、持ってきてよ、その小道具を。

とりあえず終わります。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

民主党・市民連合に移します。

武井委員

被服規定について

まず一つは、市の被服規定の問題なのですが、改正したと伺っておりますが、どこを改正したのですか。

（総務）総務課長

規則関係のことでございますので、私の方からお答えいたします。

別表第1の看護帽の項中、看護帽というところをナースキャップに改めさせていただきました。

それから、これは細かいのですけれども、主なところだけでよろしゅうございますか。

1の次に、「ただし小樽第二病院に勤務する職員は除く」というかかわりでもってこれを加えました。

あとは、所要の改正ということで、大きな部分についてはそういうことかと思えます。

武井委員

この被服規定は義務規定ではないといつも突っぱねてきたのですが、それでは、なぜこれを改正するような気持ちになったのですか。私に言われたからですか。

（総務）総務課長

もちろん、議会の中でいろいろなご議論がありましたけれども、書かれていることがなかなかはっきりと理解しにくいという点はどうかということがありましたので、関係する病院の部分について必要な改正を行った、こういうふうにご理解いただきたい。

武井委員

その努力については感謝しますが、ただ、一つの被服規定ですから、この規定は地方自治法にも拘束される中身の規定だということになっておるだけに、その改正についてはきちっとした改正をするべきだと。

特に、わかりやすいようにしたのだというのですが、今、ナースキャップのところ、第二病院のところだけを括弧書きにした、こうなってくると、今後いろいろな問題が出てきたときは、みんな括弧書きで、例外例外というふうにするつもりなのですか。そのときはいかが取り扱いますか。

（総務）総務課長

一応、これは職種がかなり多岐にわたってございますから、当面、今回の改正については、第二病院にかかわるといいますか、看護婦にかかわるところだったので、そういうような表現にしたと思いますけれども、今後、トータルでもってこの規定の改正の必要性等が出てきた場合、といえますのは、結構長期間というか、古い歴史のあるといえますか、そういう意味ではかなり時間が経過しておりますので、現在の状況に合わせて、それぞれの職種にとってこういうものが果たしてどうなのか、そういうような点もあるようでございますから、その辺の見直しが始まれば、トータル的に規定全体を見直すということになるかもしれませんし、当面、今回については、先ほど申し上げたようなことで、この部分についての改正が行われた、こういうことでございます。

武井委員

規定ですから、余り便宜的な、一時的なことを考えないで、きちっとした規則にしていいただきたい、こう思います。

消防署関係について

次に、消防署関係について伺います。

これは、この前の総括のときに聞こうかなと思っていたのですが、時間の関係でできませんでした。

私は、1月2日の塩谷C団地の火災に対して、何で最初からはしご車を出さなかったのだ、こういうふうにお尋ねしました。そうすればあの82歳のおじいちゃんは助かったのではないかと、こういうことで、私は町内会の方々のご意見も含めてお尋ねしました。

これに対して、消防長は、車両に積載しておりますはしごで2階の窓から屋内に入り、消火活動を行ったものだ、今後も指令体制につきましては、はしご車は、これまでどおり、3階建て以上の中高層建築物の火災に出動する体制を整えたい、こういうそっけない答弁です。

火事は予定したところから出るわけではないのです。地形もあるのでしょう、いろいろ地理的なこともあるだろうと思います。それを、3階以上でしかないのだ、2階建てではないのだ、こういうことで、例えば、2階か

ら助ける人を背負っておりる場合に、果たして普通のはしごをかけておいただけでできるのか。

私は、この答弁を聞いてから、住民の方にいろいろ聞いてきました。1月2日ですから、隣人の方、町内会長など大勢の方々が見ていたはずなのです。そういう方々に聞きましたら、口をそろえて、なぜもう少し早くはしご車が来てくれなかったのだ、こう言うのです。私は、これはうそを言う人たちではないと思っています。しかも、それは2階建てだったのです。それでは、こういう考え方があるならば、なぜはしご車を出したのですか。はしご車を出さなければならなくなったから出したのでしょうか。そして使ったのでしょうか。これには、初めから終わりまではしご車を使ったと書いてあるのです。これは間違っていないか。

消防本部次長

先日の代表質問の再質問で、消防長から、3階以上の建物ではしご車を出動させると申し上げたわけですが、すけれども、これは基本でございまして、中には、119番の通報内容ですとか、指揮隊あるいは先着隊、こういったところの情報で必要と判断した場合には、特命出動という出動区分もございまして、その中で直ちに出動する、そういう体制はとってございまして、ご理解いただきたいと思っております。

武井委員

そういうふうに答弁してください。今回火事になったあそこは、2階でも、下の方からだったら、高さは3階、4階以上になるのです。ですから、そういう地形も考えなければならない。あるいは、あの上の方に農道へ行く市の道路があります。あそこからはしご車の長いはしごをかければ簡単に作業ができるのです。そういう地形的なことなどがいろいろあるだけに、ただ今後も3階以上でやりますと、こういうことでは余りにもしょくし定規かなど、私はこう思いますので、適地適材を見極めてやってほしい。

特に、市営住宅の場合は、あそこと言われたら、C団地と言われたら、消防の方はわかるわけですが、市営住宅なのです。どこがどのような地形なのか、そういうものがわかるはずですが、もしわからなかったら、地域地域の担当者がいるのでしょくから、それらの地形なども含めて、全部の地とは言いませんから、せめて市営住宅程度はそれらの立地条件を熟知しておいてほしい、ということだけを申し上げておきます。

ふれあいバスについて

次は、ふれあいバスの問題についてお尋ねします。

これは、私たちも、今まで市長のご答弁をいただいて以降、いろいろ市民とも接触してまいりました。おととい会った方は松ヶ枝町の方なのですけれども、確かに、市民の中には、1万円払ってもいい、何とか続けてほしい、こういうような切実なことを言う人もおりました。そういうことですが、市の中では、大勢はそうではないかなというような声が広まっているように私は見えています。

それはそれで別にしまして、私がお尋ねしたいことは、そういうことをする以上は、これから心の準備もあります。介護保険も払わなければならない。ごみの有料化云々というようなこともちらちら聞こえてくる。あるいはまた、公共料金の値上げもあるやに耳に入ってくる。そういうことを見ますと、私は、ふれあいバスをこのようにしたいのだという基本的な考え方をできるだけ早く示してほしいと思うのです。市長からは、来年から何とかというような答弁も聞きますが、そういうことであれば、4定では遅いと思いますから、遅くとも3定あたりまでにはそういう基本的な方針を出してほしいと思いますが、いかがですか。

福祉部長

早目の方針をというご提案でございまして、今回、予算としまして、2,100万円ほど増額いたしまして、2億2,100万円ということになっております。ただ、利用実態から見て、依然として乖離が大きいということは事実でございまして、

市長から本会議でもご答弁申し上げましたように、バス事業者から今後増額を求められた場合は、利用者の方の一部負担等は避けられないと考えており、その方法等については慎重に検討してまいりたいということでお答えし

ておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、13年度のバス交付を4月3日から行う予定でございますけれども、この時期を利用して、今のふれあいバス制度の実情をお知らせすることなども検討しなければならないというふうに考えております。

武井委員

時期です。

福祉部長

ただいまご答弁申し上げましたように、中央バスから今後増額を求められた場合にとりまして、また、その方法等については慎重に検討してまいりたいというふうに答えておりますので、ご理解をいただきたい。

市長

昨年来、中央バスの方から増額要請があって、12年度の場合については、12年度はちょっと検討させてもらうから1年間猶予してくれということでも待ってもらいまして、これ以上無理を言うこともできませんので、13年度はそういうことで増額しました。

それで、いろいろなお意見がありますので、今後も検討していかなければならないのですけれども、部長が今言ったように、今後、中央バスから増額要請があるかないかはわかりませんが、多分いずれまた来るのでしょうか、その時点では、一部負担というか、そういうものは導入していかないと市の財政がもたないのではということになるかと思うのです。

ですから、いつだと言われると、現状で中央バスがOKだということであれば、いつでも理由がつくと思っておりますけれども、どこかの時点でまた値上げしてくれという可能性もあるわけですので、最低でも2年は現状でお願いしたいと思っておりますので、そのあたりは今後交渉していきたいと思っております。ただ、いろいろな情勢がありますので、13年度は何とか現状で行きたいと思っております。

武井委員

これは、2年ということができれば、なおさら市民の方に喜ばれると思っております。これは非常に重宝がられておりますので、山田カラーをさらに実効化してほしい、こういうふうをお願いしておきます。

天神焼却場の跡地利用について

次の問題は、環境部に伺いますが、天神焼却場の跡地利用の問題についてです。

この問題については、今月いっぱい終わるわけですから、予定もいろいろ立っていると思っております。私が非常に危惧することは、この土地は、燃やした後、非常に後始末が大変ではないかと、ダイオキシンなども含めて。ただ埋立てをするだけではなくて、いろいろな措置をしなければならぬ、それだけに非常に大変だと思いますが、それらの安全対策も含めて措置した後、どういうふうに跡地利用をするのか。先日は、新幹線の地に利用したい、こういう趣旨の発言がありましたけれども、どういうふうな跡地利用をするのか、お答えください。

環境部長

天神焼却場の施設の跡地の問題ですけれども、実は、あそこのブロックは、ご存じのとおり、焼却場だけではなくて、そのほかのいろいろな関連の施設があって、天神焼却場が使っている敷地はそのごく一部というふうな状況の中で、あそこの焼却場の跡地だけを独立して単独に利用するというのはなかなかしにくいのではないかとこのようにあります。

それともう一つは、委員が今おっしゃいましたように、長年焼却をしてきている中で、取り壊すことについてもいろいろ問題がございます。

そういった中では、当面、閉鎖状況のままにしておきまして、人が入って何か事故が起こることがないように形の中で、直ちに取り壊すというふうな状況にはならないということで、その辺については、近い将来、ほかに利用している廃棄物事業所の事務所の建物の改築、移転だとか、そういったようなときに合わせて、あるいは、同じし

尿関係ですけれども、民間にお貸ししている施設もありまして、それが隣接しておりますので、そういった跡地の全体的な利用を考える中で、そのときに取り壊し云々というようなことに具体的になるのではないかとということで、それまでの間は、建物は危険を防止するような状況の中で置いておくというような状況がとりあえずは続くのかなと。

今言ったようなことがある程度整備された段階で、たしか全体の敷地が2万平米ぐらいあると思っていますけれども、その全体をどうするか、あるいは、先日もお答えしましたが、将来において新幹線関連が一部含まれるような状況もあるようでございますので、その辺の整理をどうつけるかという中で取扱いを決めていくことになるのかなというふうに思っております。

武井委員

新幹線という具体的な話も出ましたけれども、市長の公約でもあります遊休地の有効利用ということで、貴重な遊休地ですし、しかも、今お伺いしましたら非常に広大な土地でございますから、ひとつ有効に使ってほしいと思います。新幹線に使うのはなおさらいいとは思いますが、これはまだ10年も十何年も先のことから、それまで放置しておくのもどうかと思いますので、ぜひともそれらの使用についてもきちっと早い段階で整理をし、できることであれば21世紀プランの中で提示をするようにお願いしたいと思います。

水銀含有物の回収について

次の問題は、せっかく立ちましたから、同じ環境部に伺いたいと思いますが、水銀含有物の回収問題です。

これは、さきに、公明党の方だったでしょうか、ご質問されたのですが、その方にご答弁した内容と、私の代表質問に対する答弁が、しかも私のは10年以上も前のことですから、異なった答弁が出てきました。

私には、乾電池については、きちっと整理して、そして貯蔵をしながら、ドラム缶の中に全部ためておいて、まとまったならば郊外の方に送っている、こういうような答弁で、それはそれでいいのですが、蛍光灯とか鏡とか、こういう水銀含有物、これらについてもそういう取扱いをしたいと、たしかこういう答弁があったと思います。

それにもかかわらず、今は全部埋立てをしているのだという先日のご答弁です。これは非常に大変なことだろうと私は思っています。特に、蛍光灯は今取りかえもしているようですから、一度に多くの廃物が出てくると思いますが、これらも全部埋立てをするようなことでは、小樽の環境、循環型社会が泣いてしまうと思いますので、ぜひとも、そういうことのないように、水銀含有物や、もちろん医療に使った注射針やその他の問題も含めて、きちっとした整理をしてほしいと思います。

これは時間の関係で要望にしておきますが、何か答弁があれば聞きますけれども、なければ、次に移ります。

環境部長

先日もご質問があって、ご答弁しておりますように、やはり何らかをした方がベターだというふうに考えておりますが、そのやり方について、いろいろ仕組みを考えなければなりませんので、少し検討の時間をちょうだいしたいというふうに思います。

武井委員

成人式について

成人式に対して、私は、非常に寂しい気がしたのです。成人式について、いろいろな事件があった後であるだけに、今年からいろいろ考えたいと。それに向けては実行委員会のような手法を検討する、こういうような答弁なのですが、「ような手法」というのに私は引っかかるのですけれども、具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。

社会教育課長

先日もちょっとお答えいたしましたけれども、今までやっている成人式というのは、言ってみれば、市の主催ということで、比較的私たちが内容を考えずと実施してきているという経過があるものですから、今回、見直す

中で、「実行委員会のような手法」というちょっとわかりにくい表現をしておりますけれども、最初に実行委員会ありきということではなく、いろいろな形で若い人の意見を聞く、そういった中で、実行委員会の方式でやればいいというような結論になれば、主催者の中に若い人にも入っていただいて実行委員会をつくって実施していく。あるいは、そういう方法でいかないで、いろいろな意見を聞いて、それを吸収する中で、あくまでも市が主催者としてやっていくという方法もあるかもしれませんので、その辺も含めて意見を聞いていく、こういうことでございます。

武井委員

今のお言葉では、市の方が主催でやることも含まれているというように聞こえたのですが、それも入っているのですか。

社会教育課長

そういう意味では、今まで市主催でやってまいりまして、若い人もいるかと思いますが、仮に実行委員会形式でやろうとなった場合にも、100%若い人たちの実行委員会に任せてしまうのがいいのか、あるいは何らかの形で私たち市の行政の者がかわるのがいいのかという部分もありますので、その辺は、十分意見を聞く中で、また私たちの意見も入れてやっていきたいと思っています。

武井委員

だから、「ような」という言葉を使ったのだらうと思いますけれども、私は、それぞれ報道されたこともありますし、あるいは市長も全道のアンケートの中でそれぞれお答えしている経緯もありますので、やっぱりきちとした方がいいのではないのでしょうか。これは教育長ですか。きちとできませんか。

教育長

成人式の実態については非常に心配をしております。

それで、成人式を準備していただいている関係団体で、写真をやったり、報道をやったり、あるいはおもちつき、展示その他をやっている団体の方々がありますので、そういう方々から現状に対するご意見も聞きながら、さらに若い人の率直な声を聞きたいということで、成人式は来年の1月で、時間があるように思えますけれども、すぐ日がたってしまうので、年度が明けましたら、そういう組織について教育委員会あるいは社会教育委員会議などを通じてご議論いただいて、まずたたき台を委員会内部で考えていきたい、そういうふうに考えております。

武井委員

その中に、市がやるということも含まれているのですか。

教育長

市が主催するということは、当面、動かしがたいものと私は考えております。

武井委員

市長もそういう立場であのアンケートにお答えしたのですか。

市長

要するに、現在やっている成人式は、官製といえますか、行政が主体でやっていますので、教育長が今言われたように、いろいろな方の意見を聞きまして、これから、14年の成人式はどういう形がいいのか、時代の流れといえますか、そういうことからいくと、やっぱり若い人も企画に入った方がいいのではないだろうかという感じがしますので、教育委員会とも相談しながら進めていきたいと思っています。

武井委員

教育長が今おっしゃったように、光陰矢のごとしで、すぐに来るわけですから、できるだけ早い時期にまとめてください。

児童虐待について

児童虐待の問題についてお伺いしたいのですが、これについては、早期発見ということで、今回、教職員

にも義務付けされたわけですが、この中でちょっと気になるご答弁の内容があったので、確認をする意味でお尋ねいたします。

それは、教職員に対し啓発に努めているものと考えておりますと。その前に、校長先生には云々という文面がありますけれども、いずれにしても、教職員に対し啓発に努めているものと考えておりますと、何か人ごとみたいな感じがしてしょうがないのですが、これはどういう意味なのでしょう。

指導室長

これにつきましては、市に「小樽市地域児童虐待防止対策連絡協議会」がつくられておりまして、そこに校長会からの代表が出ております。そういう中で啓発に努めているということを踏まえておりますし、また、3月8日の総括の折にも教育長の方からお答えさせていただきましたけれども、それらを受けまして、私どもは、校長会議でそのことについて触れまして、担任、さらには養護教員、そして学校医の判断も積極的にいただく中で対応していきたいということで、今後も指導を強めてまいりたいと思っています。

武井委員

さっき言ったように、努めているものと考えておりますということは、校長会に言っているもので、校長会からそれらを十分に下達しているという趣旨でこういう表現をしたのか、そのところがどうも他人行儀のように聞こえてしょうがないのです。そこを詳しくお願いします。

指導室長

今、議員がご指摘のとおり、私どもは、校長会におきまして、11月の施行から指導をしておりますので、各教育部門でその面の啓発が図られているものと考えている、そういう趣旨でございます。

武井委員

これは、今、全国的な問題でございますので、校長会だけに頼らず、市も含めて、余り日の丸・国旗ばかりを強調しないで、こういうこともやってほしい、こういうふうをお願いしたいと思います。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

有害ごみについて

私の方からは、一般質問で質問しました有害ごみについて環境部にお聞きしたいと思います。

まず、平成13年度の予算説明書の129ページにあります廃乾電池処理対策費74万2,000円、これについて説明をお願いします。

廃棄物対策課長

廃乾電池の処理に係ります平成13年度予算でございますが、排出量を8トンと見込み、処分委託料10キロ当たり770円ということで64万6,800円、運搬委託料が7万8,645円、それから、使用済み乾電池管理負担金が10キロ当たり20円ということで1万6,000円、合計で74万2,000円を計上してございます。

高橋委員

この処理対策事業はいつから始まったのか、それから、なぜこの事業を行うようになったかという理由を説明してください。

廃棄物対策課長

廃乾電池の処理事業につきましては、昭和59年からということになってございます。

その理由についてでございますけれども、水銀に起因するとされます公害問題などが問題視されたことがございまして、昭和59年、厚生省の使用済み水銀電池の処理対策についてという通知に基づき、回収しているということ

でございます。

高橋委員

それでは、昭和59年から現在まで、処分されてきた年度別に数量と金額をお示してください。

廃棄物対策課長

昭和59年から開始しました廃乾電池処理の処分量と費用についてでございますけれども、毎年行っているわけではございません。昭和61年から63年までと、平成2年が5トン、平成6年が約4.8トン、平成9年が5.5トン、平成11年が約4.4トンということで、合計34.7トンです。

この処分に係る費用につきましては、処分委託料が約270万円、運搬委託料が約49万円、負担金につきましては約6万円、全体で約325万円となっております。

高橋委員

予算額、決算額を調べさせていただきました。それで、平成6年と平成9年、これについては予算書にも決算書にもこの項目がなかったのですけれども、これはなぜでしょうか。

廃棄物対策課長

平成6年と平成9年の予算書に廃乾電池処理の予算に係る項目はないということでございますが、平成2年に実際に処分した後は、平成6年ということで、その次が平成9年となっております。昭和61年から3年間継続して行っていたときは、毎年やっているということで項目立てができたのでしょうけれども、これはあくまでも推定でございますが、環境部の中で予算を作成するという項目立てのときに、3年置き4年置きということで、たまたま前年がなかったものですから、この項目について頭出しをしなかったのではないのかなと。実際には、ほかの費用科目の中で予算立てはしてございます。

高橋委員

それでは、決算書の中で、どの項目で支出をされましたか。

廃棄物対策課長

平成9年につきましては、委託料の中で負担金ということで支出してございます。平成6年につきましては、事業経費の中での支出でございます。

高橋委員

後でもいいですけれども、これは資料を出していただけますか。

廃棄物対策課長

後で資料をお出しいたします。

高橋委員

それでは、家庭から乾電池が出されて、仕分け場所から最終的に処理をされるまで、どのように運ばれて、どのように積載をされて、最終的に処分されているのか、一連の流れを教えてください。

廃棄物対策課長

廃乾電池につきましては、広域処理ということでございまして、私どもの方からは、実際に収集・運搬を行っている運送会社、それから広域処理の管理をしております全都清の両方に連絡をしております。

この連絡に基づきまして、廃乾電池を受理してございますうちのヤードへ運送会社がとりに行き、それを留辺蘂にございます野村興産イトムカ鉱業所へ搬入してございます。

高橋委員

全都清に連絡するとありましたけれども、なぜ全都清に連絡をするのでしょうか。

廃棄物対策課長

全都清の方で、これにつきましては、実際に廃乾電池が有害なものであり、広域処理をしなければならないとい

うことで、広域処理に関する対策ということで全国的に展開をしたわけでございます。

その中で、全国の市町村が加盟して、実際に現在も全都清が広域処理の管理をしている、そのことで負担金を払っているところでございます。

高橋委員

それでは、もう一度確認しますが、小樽市として現在どのように回収をされておりますか。

廃棄物対策課長

廃乾電池につきましては、第2、第4の燃やさないごみの日に別袋で排出していただくというふうになってございます。

高橋委員

13年度版ということで、これに出されているこの別袋ということですね。わかりました。

それでは、「小樽のごみとリサイクル」という冊子があるのですが、これはどういうものでしょうか。

廃棄物対策課長

今お示しの資料につきましては、社会科副読本といたしまして、小学校4年生用の教材でございます。

高橋委員

この中に「分け方」と「出し方」というのがあるのですが、この中で、乾電池のところは「有害ごみ」という表示があります。こちらにはそれがないわけですが、これはなぜなのでしょう、同じ環境部の出版物で。

廃棄物対策課長

社会科副読本と資源物収集カレンダーの有害ごみとしての乾電池の記載の相違についてでございますけれども、社会科副読本の絵の中では、ニカド電池を含め、水銀などの重金属が入っていますので、電池は有害ということで有害ごみとして記載しております。

しかしながら、電池は、リサイクル技術が整っているということでございまして、回収方法を明記して適切に排出していただくために、ニカド電池については販売店で、筒型乾電池については燃やさないごみの日に収集と記載してございます。

資源物収集カレンダーの中では、ニカド電池は市で処理できないごみ、危険物とし、それから、筒型乾電池については燃やさないごみと、別々に記載しており、私どもの表現しようとしたことについての意図に差はございませんが、適切な表現ではないと思います。

委員から表現についてご指摘がございましたので、今後につきましては、カレンダーなど市民への周知の際にはわかりやすい表現に努めるよう十分配慮いたします。

高橋委員

よろしくお願ひしたいと思います。

それから、有害ごみとして、全道の10万人以上の都市でどのように回収をされているか、確認できますか。

廃棄物対策課長

道内主要都市の乾電池、蛍光灯の収集状況でございます。

人口10万人以上の主要都市10市では、乾電池につきましては、一部の都市を除き、ほぼ昭和59年から主要都市全市で行っております。収集方法につきましては、函館市は拠点回収、北見市は拠点回収とステーション回収ということで、それ以外の都市につきましては、ステーション回収などで別袋により回収しております。収集回数につきましては、拠点回収を除き、北見市では週2回の燃やすごみの日に、他の都市につきましては、週1回または月2回の燃やさないごみの日に回収しております。

それから、蛍光管につきましては、北見市が昭和59年から、帯広市、江別市が平成6年から、いずれも、ごみ収

集車にボックスを設け、回収しております。ボックスというのは実際にはどういうものかという確認はまだしておりませんが、回収回数につきましては、北見市が週2回の燃やすごみの日に、帯広市が週1回、江別市が隔週で、いずれも、燃やさないごみの日に回収しております。

高橋委員

それでは、蛍光灯の話が出ましたので、確認させていただきたいと思います。

蛍光灯は、回収して、ご答弁ではほとんど埋立処分をされているというふうにお聞きしました。家庭系、事業系、それぞれどこに埋立てをされていますか。

廃棄物対策課長

家庭系、いわゆる一般家庭から出る蛍光灯につきましては桃内に、それから、産業廃棄物として出されますものにつきましては寅吉沢の産業廃棄物最終処分場にと振り分けてございます。

高橋委員

蛍光灯に水銀が含まれているという認識ですけれども、市民の方はそういう認識をされているというふうに思いますか。

廃棄物対策課長

これは実際に市民の皆さんに確かめたわけではございませんけれども、蛍光灯に水銀が含まれているという認識についてでございますが、いわゆる水銀灯というようなものであればはっきりわかるのかもしれませんが、蛍光灯については余り認識というのではないのではないかとは思っております。

高橋委員

水銀は非常に有害であるというふうに指定をされております。そういう危険といいますが、有害な物質を毎年どんどんどんどん埋立処分地に埋めていっていかどうかという判断があるわけですが、これはどのように考えていますか。

廃棄物対策課長

一応、廃掃法の中では、埋立てをしないといけないということにはなっておりません。

高橋委員

いずれにしても、水銀がどんどんどんどん多くなるというのは確実でありますので、埋立てをしない、そういう方向でぜひやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

環境部長

この間のご質問にもお答えしましたし、先ほどの武井委員の質問にも共通する部分ですけれども、今おっしゃったように、水銀という有害物ですので、別処理をするのが望ましい、ベターだというふうに思っております。

家庭系のものについては、私自身がそうですけれども、大体、家庭から出る蛍光灯なんかは1年に数本ということで、現行の収集体制とは別体制で収集するということにはならないとすれば、先ほどの答弁にありましたように、現在の収集車にボックスをつけるというような形の中での対応というふうなことが可能なのかなと思います。その辺は、いろいろな形で、ほかの市の状況を調べるなり、うちの方でそういったことが導入可能なのか、そのあたりを研究・検討してみたいと思います。

それから、事業系の方は、排出者の責任である程度分別をしていただけないというふうに思いますので、この辺は、技術的には可能ですけれども、そうなりますと、一つには、収集・運搬業者の業務体制に関係してくる、あるいはその辺の負担が増えてくるというような状況があるということと、集めたものを埋立地で処分するのではなくて、別なところへ持っていくとなると、その処分料をどうするか、経費をどうするかという問題も出てきますので、その辺も一つの研究課題で、特に事業系の関係については、収集・運搬業者なんかともいろいろ相談しなければならない要素がありますので、その辺はもう少し綿密な検討が必要かというふうに思っております。

高橋委員

しつこいようですけれども、部長にお尋ねしますが、大体いつぐらいをめどとして考えていますか。

環境部長

新年度早々からいろいろな検討課題に手をつけてみたいと思いますけれども、その結論までどの程度の時間がかかるか、今の段階ではちょっと申し上げにくいことですが、できるだけ急いで方向性を見出したいというふうには思っております。

高橋委員

いずれにしても、大事な問題ですので、できる限り早くお願いをしたいと強く要望して、終わりたいと思います。

佐野委員

出産費用の貸付制度について

昨日、質問通告をさせていただいております。張り切って答弁を考えていた方もいらっしゃると思うのですが、こんな時間になりましたし、5分しかありませんので、ちょっとはしょります。

環境部には、環境型社会形成推進基本法関連7法案について、大事なことなので、基本的に、目的と現状あるいは今後の取組ということを議論しようという話だったのですけれども、これは6月に回しますので、よろしく願います。

それから、財政部の契約管財課の方に、契約業務にかかわることを通告してありましたけれども、これもやめます。

それから、水道局に、上下水道の13年度事業と主な事業内容を言っています。これは初めから時間がないなと思っていました。

一つ残っていたのは、代表質問に関連して、また、一昨日、秋山議員の方から質問するということがあったのですが、あんな遅い時間になって、これもやめた話ですが、出産資金の貸付制度をどうするのですか、こういう質問でございました。40万円から50万円ぐらいかかる出産費用について貸付制度はできないかということで、13年7月1日から積極的に実施なさいという国の指導が出ているわけですから、小樽市としてどうなのですかという話を言っておきました。

小樽市の国保絡みは、出産については、30万円の8割ですから、24万円が対象になるのですね。これに関して、お答えは、北海道国保連合会に取扱いをしていただくように要請中だと、これで終わっているのです。ですから、これは北海道国保連合会に取扱いをお願いしているので、その結論がいつ出るのですかということが一つです。

もし、北海道国保連合会が取り扱わないということになれば、これは小樽市単独でやるのですか、やらないのですか、このところをはっきりさせていただきたい。これだけなのです。

市民部長

現在、高額療養費の貸付事業も道の国保連合会に取扱いをお願いしております。したがって、できれば出産一時金につきましても同様な取扱いをしてほしいというのが我々の意向でございます。

さらに、今ご指摘がございましたように、道からの情報では、7月には連合会の理事会が開かれる予定といったことを聞いておりますので、恐らくそのときには一定の方向性が見出されるであろう、そういうふうにご考えてございます。

ただ、そのときに、もしも連合会の方で難しいということであれば、市の国保の方で、できるだけ対応したい、このように考えております。

佐野委員

政府管掌健康保険は7月からというふうになっていて、道国保連合会の結論は7月ごろに出る、出なければ小樽

市ということですから、いずれにしても、7月というふうになれば、結論が出るころには都道府県では貸し付けが始まっているということで、整合性がとれないのではないかと、こういうふうな気がします。ですから、小樽市単独で取り扱っていくのか、国保連合会の取扱いになっていくのかを含めて、結論はきちっと早目に出すべきだ、こういうふうに思いますので、検討すべきではないか。

いずれにしても、24万円を限度額にして、出産する1カ月前に申請があれば24万円は貸付けすることができるということだけは再度確認してよろしいですね。どっちが取り扱うにせよ、やるということは。

市民部長

連合会の方が7月に結論を出しまして、そういうふうを持っていただければ、すぐできると思います。また、難しいということであれば、これは条例化しなければなりませんので、市単独で実施する場合には、それなりの手続、条例を検討しまして、早急に実施していきたいというふうに思います。

佐野委員

ぜひそういう方向をお願いします。

国旗国歌の問題について

それで、通告していなかったのですが、一つだけ、それ以上それ以下の議論はしません。

教育委員会に対してですが、今日中学校の卒業式がありました。国旗・国歌の問題についてはこの委員会でも随分議論がございましたが、17校中、従来掲揚していた学校が幾つで、このたびの卒業式で何校揚げたのか、それだけです。それ以上は触れません。その数だけをお知らせください。

（学教）指導室主幹

本が行われました市内の中学校の卒業式におきます国旗・国歌の取扱いについてでございますが、前回まで、国旗につきましては5校で掲揚されておりました。本日につきましては、17校中16校で掲揚しております。

佐野委員

それ以上それ以下はありません。

新年度予算について

それで、最後なのですが、今回、新年度予算を審議する中で、今日の予算特別委員会の特徴的なことは、まさに財政健全化計画の初年度の予算で、また、21世紀プラン第2次実施計画がスタートする中、その整合性の中での新年度予算で、まさに21世紀というか、新しい小樽市にとっての行財政の一つの大きな方向性がある、ある意味では非常に大事な予算特別委員会ではなかったのかと思います。しかしながら、そういう議論が余りないような気がしています。

こういう社会経済情勢の中で、市長が示された新年度予算と市民生活との関係等々、もっともっと深い議論をしたかったという感じはしているのですけれども、いずれにしても、もう間もなく終わって、出された議案に対する態度表明をしなければならないということで、最終本会議で議決されれば、4月からいよいよ新年度の予算執行になるわけですが、こういう社会情勢、経済状況の中で、ぜひ、この予算について公平かつ速やかな事務あるいは行政執行がされるように、それだけは求めておきたい、こういうふうに思いますので、その件についてコメント的に一言だけ聞いて、終わりたいと思います。

財政部長

今お話がありましたように、大変重要な年になっていくだろうと思います。従前からお話をしていますように、21世紀の着実な事業を実施していくための健全化という考えでございますので、行革との三位一体の中で適切に執行していきたいというふうに思っております。

市長

非常に厳しい経済状況でございますので、計画されているものについては、早期発注等を心がけていきたいと思

いますし、いろいろな社会情勢もよく見ながら柔軟な対応をしていきたいと思っています。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時53分

再開 午後5時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

助役

先般、3月13日の予算特別委員会におきます齊藤裕敬議員の質問の中で、昨年9月29日、30日に環境部長が出張した際の立場につきましてご質問があったわけでございますけれども、その中の環境部長答弁につきまして、私が旅行命令簿を決裁したという立場で発言をさせていただきたいというふうに思います。

まず、今回の出張の主たる業務は、推進協議会の関係の打ち合わせ業務ということでございまして、したがって、旅費もこの推進協議会の方から支出をしているということでございます。

しかし一方では、先般、予算特別委員会で市長からもちょっとお話がありましたけれども、実態と申しますか、実情といたしましては、推進協議会の事務局長と環境部長の立場というものを線引きをして区分するということは非常に困難なことでございますから、そういった状況の中で、今回の出張に当たりまして、両方の立場で業務をやってまいったというふうにとらまえておりますので、ただいま私が申し上げました趣旨で、環境部長の答弁を訂正させていただきたいというふうに考えております。

齊藤（裕）委員

環境部長の出張について

助役が、今回、一連の答弁を修正されたわけですが、助役から環境部の方に厳しく指導していただきたい。それは、昨年の3定、4定、今回の1定、それぞれ質問をすれば、資料が間違っていましたと、さもさもケアレスミス、簡単な間違いだと、こんなことで済ませてきているわけです。

なおかつ、我々議員がその資料に基づいて議論をして、引き出した答弁は、間違いましたと。都合が悪くなれば、間違いましたと。こんなことが繰り返されるようでしたら、議会と行政の関係自体がおかしなものになりますよ。

最初から、二面性を持ったものだったなどという答弁があったら、私の議論は違っていたのです。環境部長みずから認めているように、全都清に対する発注者としての立場、これは協議会ですが、それと小樽市の立場、これは厳密に分けられて作業が進められるべきなのです。皆さんがやっているのは、味噌もくそも一緒ということなのです。

特に、発注行為に基づいて、コンサル選定、コンサルの実務的な作業が評価委員会の審議なのです。その証拠に、評価委員会で決まったことは何の修正もなく、ほとんどが成果品になっているのです。つまり、決定権はそこにあった。こんな大事なものについて、今の答弁でいえば、主たる業務が協議会というのだから、発注者が受注者の手伝いをしてやるなどという、こんなばかな話がどこにあるのですか。おかしいですよ。一般的に見たらどうなるのですか。これは、全都清をダミーとして、小樽市が全部根回しをして物事を進めていた。つまり、事前に全部決まっていた、こう見るのが普通ですよ。だれが考えたってそうなのです。

だから、それぞれの身分とか立場をきちんと分けなければ疑われる、この辺ははっきりさせておいて、指導して

いただきたい。これが一つです。

それと、今日これから議論をさせていただきますけれども、そこでよもや、答弁の修正があるとか、そんなことは起きないのでしょうか。事前に答弁修正をするということになれば、助役のもとに環境部の幹部が呼ばれて、大丈夫なのか、あとはないのかという相談はしなかったのですか。大丈夫ですか。きちんとした対応をしていただかなければならない、こう思いますけれども、どうですか。

助役

前回の議会から何点が指摘をいただきまして、改善しなければならない部分もありましたし、大変ご迷惑をかけた部分もございました。それからまた、今回も引き続き、特に文書の処理手続と申しますか、処理方法につきましても何点かご指摘をいただきまして、これらの点につきましては、今回また改めて担当部の方に強く指導をしてみたいと思いますし、それから、今日も改めて何枚か資料を出させていただきましたけれども、事前に私も説明を受け、目を通したつもりであります。そういったことのないように配慮をしたつもりでございます。

今後、先ほど申し上げました文書の取扱い、処理方法につきまして改めて厳しく指導をしてみたいというふうに考えております。

斉藤（裕）委員

フィッシュミールについて

ご承知のとおり、市民クラブの大島議員がずっと取り組んできた問題です。たまたま私が今ここで質問しなければならぬことになっておりますけれども、今日の午前中に保証人のお一人である大門さんからお話を伺いました。

「役人の都合によって振り回され、最後に1億5,000万円を踏み倒した悪徳商人にされるのは心外だ。汚名を着せられる私の人生は何だったのだろうか。役人の人間性を寂しく感じる」と。私はこの保証人のお話を伺った後に申し上げました。「かといって、今お話を伺ったけれども、客観性を持って見れば、保証人の皆さんの立場というのは極めて厳しい。つまり、当時の様子を知る、または証明する証拠、関係書類から見ると、やはり法的手段に頼らざるを得ない。そういう考えになりますよ」ということをお伝えしたつもりです。

保証人の方は、これから債務の履行ということを裁判の場で争われる。これは我々の手の出ないところ。もちろん、可決されての話ですけれども。

しかし、もう一つの当事者、行政の責任は何だったのだろうか。行政側の責任を議論するのはまさしく議会ではなかろうかという気持ちを新たにしました。皆さんがひょっとしたらほっとしているかもしれない。裁判にしてしまえば、後は、係争中の問題ですからというお決まりの文句を繰り返すだけ、こういうことになるのです。ほっとするのは、このことです。

これまで、大島議員もそうでしたけれども、私たちの主張は二つでした。

一つには、債務の履行という立場から、他の債権、市から見たら債権ですが、そういうものを取り立てることと比べて、余りにもずさんではないか、だから、取り立てると。法的手段も辞さないという考え方です。

もう一つは、何度も何度も質問にありましたけれども、行政がずさんだ、だらしがないということです。今回、冒頭で大島議員が求めた資料が出なかったのですが、突然出てきました。こんな話があります。そして、出てきた、出てこないなどというのは、要するに、山崎課長の手元で今回一生懸命に調べたら出てきたという理屈しかないので。それでは、それまでの人はどうだったのですか。何をやっていたのだろうか。そんな、倉庫いっぱい資料をひっくり返したわけではないと思います。これは、保証人が言うような人間性の問題かなと、仕事に対する意気込みの問題だ、こう厳しく言わざるを得ません。

裁判の事実関係の認定については、これまでも議論してきましたから、あえて触れませんが、特に耳に残ったことについてお尋ねいたします。これは特に市長にです。

市長と大門氏がお会いになったときに、行政訴訟があるからしょうがない、または起きたら困るからと言ったの

でしょうか、よくわかりませんが、記録はとってありますから、もし疑問であれば、後ほど、先方の大門さんが言った言葉というのは正確に読みますけれども、趣旨としては、住民訴訟があるからしょうがないのだというようなお話をされた、こうありますが、これは事実ですか。

市長

そのときにお話をしましたのは、こういったこじれた問題と申しますか、問題がこじれている、したがって、さっきも北野議員にお答えしましたけれども、和解もあるし、訴えることもあるし、権利放棄、そういったいろいろな手法もあるけれども、裁判の訴えの提起以外は、どれをとっても、そういった訴訟の対象になり得ると。債権放棄にしても、債権放棄の理由がないのですよと。こういう債権放棄をすると、そういった訴訟の対象になる、我々としてとれるものは訴えの提起しかない、そういうことで理解してくれ、そういう話をしました。

斉藤（裕）委員

また、同じ場で、「申しわけないけれども」という言葉がついていますが、申しわけないけれども、弁護士を立ててやってくれ、それからゆっくりやってくれ、弁護士を立てた後はゆっくりやってくれ、こうおっしゃったとあるのです。こんな言葉について、伝え聞きですから、正確さを欠く可能性があります、このようなニュアンスのことをおっしゃったご記憶はありますか。

市長

そこまでいくと、記憶はありません。

斉藤（裕）委員

それでは、これは大門氏との見解の相違ということですね。弁護士を立ててやってくれ、それからゆっくりやってくれというようなことはおっしゃっていないと確認させていただきます。

また、1億5,000万円全額を取る気がないというような趣旨のご発言はされましたか。

市長

それは、契約解除、新しい契約を結ぶときに、当時の責任者がそういう話をしたということですから、それを引き継いでお話しした。これは、1億5,000万円全部は取れないだろうということは平成2年からわかっていたといいますが、そういう話をしていますから、何とか誠意を持って自分の財産を処分するなりしてやってくれ、その後の問題についてはそのときに考えましょうということですとずっと来ていますから、そのことはそういうような趣旨でお話をした、こう思います。

斉藤（裕）委員

平成2年の時点から、1億5,780万円ですが、その金額が取れないとご存じだったのですか。そういうように部下の方から報告を受けていたのですか。

市長

経済部の方で、当時の責任者の方に聞きましたら、当時言った言葉としまして、契約解除のときに、使用損失補てん金の全部を払うことは無理だ、しかし、持っている土地を売って払うくらいの誠意を示したらどうですか、その後どうするかはそのときに考えましょうという話をされたと聞きましたので、たしか、そういうようなことで、債権放棄という話は出てきていませんで、債権放棄をしますよということは平成2年のときからしていませんから、そういうことを受け継いで話をしているということでご理解願いたいと思います。

斉藤（裕）委員

今回は1億5,000万円の訴えの提起ですけれども、改めて聞きます。

保証人とお話をしたときに、1億5,000万円全額を取る気はないという言葉はおっしゃったのですか、おっしゃっていないのですか。話の流れでは。

市長

ちょっと記憶がありませんが、同席した者がいますから、もしあれでしたら。

斉藤（裕）委員

それでは、同席した方。

経済部長

私も同席をして、お話を伺っておりましたけれども、全額取らないというふうなことの趣旨は言っておりませんでした。それと、先ほどの、訴訟で1億5,000万円を取るのかということですが、それは、訴えの内容として、1億5,780万何がしというものについての支払い請求をいたしますので、全額を対象として訴えの提起をするということでございます。

斉藤（裕）委員

部長のご答弁は理にかなっていると思うのです。ただ、取る気はないなどという話がぼんと出てきて、全額回収する気はないなどという話を聞いたものですから、それはぜひ市長ご本人に確認して、和解ありきの裁判で、形式的に裁判を起こして、ある時点で和解勧告をされたら、その金額は訴え人との協議になるわけです。そうですね。そしたら、大門さんにもお話をしましたけれども、古物半値5割引きみたいな形で和解金額を下げていくことだってできる。仮に4分の1とか2分の1、3分の1になっても大きな金額ですねというお話をさせていただきました。次に、裁判方針の問題です。

先ほどの北野議員の議論の中で、納入通知の関係云々というくだりがありましたけれども、私は、訴えの主体とはなれるのだろうと理解しています。ただし、それが裁判所の証拠として採用されるかどうか。いろいろな証拠のもとに裁判が進んでいきますでしょうから、その有効な証拠になり得る書票の一つである、こう私は理解しています。

そういうようなことも含めて、皆さんは弁護士に事前に相談をされたわけですから、少なくとも、裁判の方針というのはわかっていると思うのです。我々が何かの裁判を起こすとき、または裁判の支援をするときに弁護士と相談します。そのときに、特に債権債務などというのは、取れるか取れないか、やってもむだだ、裁判を起こしてもむだだという事例のときにはあきらめるのです。

そこで、市としての持ち玉は何なのだ、何の根拠に基づくものなのかと、いろいろ具体的に話をしなければ、あなたたちが相談された弁護士だって結論が出ないのです。つまり、ある程度の話はしているのです。

そこで、今ここで、証拠がどれだとかあれだとかというお尋ねをする気はないですけれども、少なくとも、裁判の方針というのはありますでしょう、全額でいくであるとか。もちろん全額なのですから、主張の仕方というのはあると思うのです。いろいろな専門的な知恵を授かったと思うのです。裁判の方針について示してください。

経済部長

弁護士との話では、先ほど申し上げましたように、全額の支払い請求をするということでやりますので、当事者との間で勝ち負けということをまず当然にして考えるから訴訟を起こすのだということを確認し合っております。その中で、民事ですから、そうなりましたときに、裁判所の方から和解についての勧告なり、そういう話が出てくる可能性はあるだろう、それはそれで、裁判官の方からお話があったときに考えることだというふうに話としてはしております。

斉藤（裕）委員

行政としてのけじめの問題について聞きます。

資料要求がありまして、処分の資料を提出していただきました。これは、聞くところによりますと、一連の環境部の最終処分場の委託業務に関するいろいろな手落ち、落ち度について、それに携わった人たちの処分の内容だそうです。昭和60年までさかのぼって、合計18名です。質問者の大畠議員は、繰り返しになりますけれども、一つには債権の回収、もう一つには行政の責任ということを常におっしゃってありました。

そこで、いろいろな手順、例えば督促の方法、私たちに示されていた督促状は、お尋ね状、お手紙みたいなもので、納入通知であるとか催告状のようなものではないと私たちは判断して、今まで議論を進めていたのです。こんなものを何回送りつけても、ごみ箱直行だねとまで言いました。そういう行政の落ち度というものは必ずしやあったのだらうと思うのです。

高橋企画部長は、当時携わった方の一人として、その後、経済部長になられてから、督促によって、たしなめられた。ほかの部長であれば当時の事情を知らないという意味だと思いますけれども、当時関係していなかったほかの部長であればいざ知らず、あなたから何で督促を受けるのだ、こうたしなめられたという話がありました。先送り体質とか、そういうものも露呈した。

私たちは、裁判を基本的に肯定する立場ではありますが、保証人の方たちは、恐らく、なかなかご苦勞な状況に陥ると思います。それでは、それで一件落着かせていいのか、こういう問題は残りますし、これこそ、私たち市議会が皆さんに指摘を申し上げて、始末をすることだと思うのです。市長も関係されていたわけですから。これは処分ということも検討するなどということになったら、みずからを処分するという話になるのかもしれない。だけれども、ここは勇気を持って襟を正すべきだと思いますが、市長、どうですか。

市長

今直ちに処分というのがあるのかないのかというのは、申し上げられませんが、今後、裁判の経過とか、いろいろな状況を見た中で、そういった問題についても検討していきたいと思います。

斉藤（裕）委員

全都清について

環境部についてです。

まず、資料を出していただきました、全都清技術部参事・栗原氏の印がある資料です。この資料を出していただくきっかけになったのは、同じ文書番号の書類が二つ存在していたということです。一つは、手書きで日付を打った10月11日のもの、もう一つは、ワープロで打った10月12日のものです。

私たちの調査で、これは12日に発送されたものだというのを、この資料の差出人であります栗原参事からお伺いしました。そうすると、当然、12日に発送されたものであれば、12日その日に届くわけもないし、ましてや11日の日付が打たさるわけでもない。つまり、環境部の資料というのは非常に不正確なものであって真実性が乏しい、こういう指摘をしたわけです。

環境部の副参事は、答弁の中で、正式に文書を受け取ったのは10月11日でございますと。ところが、その後に出された成果品の中には10月12日という数字が打たれているから、これはおかしいから、全都清の方に訂正を申し入れる、こういうような答弁をされているのです。それでは、どちらが本当だかわかりません。そこでお願いしたのがこの資料です。

まず最初に伺いますけれども、いろいろ書いてあるのですが、結果的に、いつ送ったということが明記されていないのですけれども、これはいつ送ったということを書いてある書類なのですか。

環境部副参事

私は、この資料をいただく段階で、栗原参事に、大体どういうことだったのでしょうかという確認をしているのですけれども、本人も、大分前のことなものですから、そのあたりの記憶が定かではないと。ただ、いろいろと考えるとこんなことかなという感じではないかと。文書で出すに当たって確かな記憶というのはない、こういう形の中で、私たちの方に、大体こういったことだったかなということでご返事をいただいております。

斉藤（裕）委員

私たちの松本（聖）議員が栗原参事とお話をさせていただいております。そのときには、この文にあるように、6社の応諾を確認されたとか、課長に文書の取扱い、起案を指示したとか、そういうことを明確に言っていますけ

れども、12日に発送したと、そのときには明確にお答えになっているというのです。それが今になって、やっぱりちょっとわからなかったと、こういうことなのですか。

私たちは、これは不自然に思いました。というのは、環境部と議論しているときに、日付が違うぞと確認しに行きました。あなたたちの確認は1時間以上かかっているのです。私たちの松本（聖）議員が電話でお話をしたとき、数分間でさらさらとお話をされた。どう考えても、あなたたちが頼み込んで、口裏を合わせていただけないかと言ったのではないですか。それでなければ、全都清というきちんとしたところが、文書の起案は12日付であったと明記されているのですよ。12日付であったら、12日に発送しましたと、こうなるのではないですか。

ところが、前言を翻して、受注者から頼まれれば、こんな文書にしますよ。極めて疑いが濃いのですけれども、はっきり何月何日と言えないのですか。それも、あなたは、困ると言わなかったのですか。そんなあいまいなことでは議会でもた指摘を受けるから、何月何日ということをかきちんと言ってくれないか、何とか思い出してくれないかと。少なくとも、うちの松本（聖）議員に話した12日は間違いであるとか間違いでないとかということぐらいは言ってもらえなかったのですか。非常に不自然なのですから、お答えください。

環境部副参事

今日のお手元の資料の最初の6番目に記載してございますけれども、松本（聖）議員が電話で確認した当時、綴ってあった文書を見た段階では10月12日付ということになってございましたので、向こうでは、そういう形で発言したと思っています。その後、私どもの方から、事実経過として、私どもとしては収発件名簿で10月11日に受けているのですけれどもということでお話をしたら、その段階で、記憶を戻しながらいろいろとやったということでございまして、向こう側ですけれども、本人も、そのあたりの記憶はちょっと定かでないものですから、議会の中で報告するに当たって、そのあたりを何とか思い出して書いていただけないか、こういうことで私どもはお願いをしたところでございます。

斉藤（裕）委員

副参事の答弁では、この文書を正式に受け取ったのは11日、これに間違いはありませんか。

環境部副参事

私どもの答弁としましては、収発件名簿に記載してある月日が10月11日になってございますので、そういうことだということでご答弁申し上げております。

斉藤（裕）委員

この公募の締切りは仕様書によってなされています。ですから、全都清は、ここの資料にあるような最終受信、要するに6社の応諾が確認された最後の人が2時55分であっても、一応、5時まで待たなければなりません。これがルールです。また、このことは確認もしてあります。5時まで待って、それから6社の応諾を確認したという書類をつくり出しました。これは当然なのです。途中でやめたという可能性もありますから、5時で締め切ります。これが10月10日なのです。つまり、文書がつくれる状態になったのは10月10日の5時以降なのです。

いいですか。この近くに本郷郵便局があります。本郷郵便局から速達で送られています。速達の文書を5時以降に出す。正確には7時の締切りです。7時に一つの仕切りがあるらしいのですけれども、5時以降では7時が一番早いのです。7時の集配の締切時間というか、それまでに持ち込めば、北海道の小樽市に着くのは翌々日の午前なのです。次の日には着かないのです。どうやって届いたのですか。

環境部副参事

先ほどからご答弁申し上げますけれども、10月11日の収受の文書に関しましては、11日の収発件名簿に記載してありますので、受けたという形で私どもは思っているわけですが、今のお話を聞きますと、郵便物が届かないということの中では、収発件名簿上は間違いなく11日に届いている、そういう形で、栗原参事にも、その旨で、どういったような状況になっているかということを確認した上でのご答弁でございまして、私どもとしては、11日に

受けたという書類上の証拠しか残ってございません。

斉藤（裕）委員

答弁を積み重ねていっても、全都清でやっている業務の契約上の定めというのがあります。10日の5時に締切りというものです。それからきちんと業務が行われれば、届かないことは明白なのです。ますます、事前に文書が作成され、何らかの手段で小樽市に届いているということになるのです。全然説明になりませんね。また収発件名簿はでたらめをやっていたということですか。そんなばかなことが起こり得るのですか。

もう一つあります。環境部は、10月2日に契約書が届いたと言っているのです。さかのぼった10月2日です。1日で幾つもの契約とか回答とか協議書とかが飛びかった日です。そのときも、環境部は、いまだに郵送ということは言っているけれども、一遍に来たのか、一つ一つ来たのか、これさえも明らかにしていないのです。しかも、この理屈からいくと、1日は余裕を持たなければならない。これは重大な事実だと思います。

私は、事前にかんがりの仕事をやっていて、我々が知らされたときには、もうかなりの部分が進んでしまっていたのだろう、こういう疑いを持っているわけです。調べれば調べるほど、事前に物事が決められていたという姿が明らかになってきました。そして、今回決定的なのは、絶対に届かない11日の郵便です。この辺を整理していただかなかつたら、委員長、幾ら何でもひどいと思うのです、届かないのですから。首を振らなくてもいい。

いいですか。答弁はこう書いてある。11日に着いたと。受け取ったのは11日と書いてあるのです。出したのは、早くても前の日の10日の5時以降なのです。着かないというのは郵便局も言っているのです。ここは速達で送ったと言っているわけです。こんな矛盾したことをそのまま積み残しにして話を進めるわけにはいきませんので、きちんとしたものを答弁させていただきたいのです。今の答弁だったら、私は知りませんということです。ここに書いてある。11日に受けたのだと言っているのです。でも、論理上そういうことになり得ないのです。どうですか。これは委員長をお願いします。

委員長

昨日の市民クラブの松本聖議員と全都清との電話のやりとり、これは私たちが知らない中での行為だったと思います。その点についての環境部と斉藤（裕）委員とのやりとりを聞いていても、委員長としての判断というのは、ちょっとはつきりできません。

斉藤（裕）委員

答弁の仕方です。委員長に判断してくれと言っているのではないですよ。

委員長

ですから、委員長として、どうすればいいのか。

斉藤（裕）委員

答弁を精査させていただければいいのです。

助役

確かな確認はしていないのですけれども、先ほど斉藤（裕）委員から、契約書上で締切りが5時というようなお話がありましたが、6社の応諾が2時55分ですか、すべてファクスで応諾があったということですから、その後の作業上、全都清としては郵送なんかの手続をされたのではないかと私には推測しているのです。ただ、契約書上どうのこうのという先ほどの斉藤（裕）委員の議論については、ちょっとまた別な問題だと思いますけれども、そういう作業はできたのではないかとこのふうを考えております。

斉藤（裕）委員

助役、想像で物を言ってもらったら困るのです。うちでは、松本（聖）議員は栗原さんとあれして、こういう契約だから、5時まで待って、それからつくりましたと言っているのを聞いているのだから。想像で物を言ってもらったら、ただいたずらな時間を費すだけだから、整理させてください。委員長に、何で郵便が届いたのだろうか

んで考えてもらう必要はないから。

届かないのだから。だから、きちんとした答弁をさせてください。時間を与えてもいいですから。

委員長

環境部、どうですか。

（「整理するというけれども、環境部は、言っていることがわかるのか、何を聞いているのか。矛盾があるから、それをちゃんと整理して答えなさいということです」と呼ぶ者あり）

助役

とにかく、市の方と申しますか、協議会の方で受けたのは間違いなく11日付で受けているという収発件名簿の記録があるわけですから、それは間違いないと私は思いますので、あとは、全都清の方でどういう事務処理をしたかということは、今のメモでも確認をしましたが、かなり前の話でございまして、余りはっきりした記憶がないということで確認はとれないわけですから、今また再度確認したところで、すぐはっきりした返事はもらえないだろうというふうに思いますから、向こうの方の事務処理がどうされたかということを確認するのはなかなか難しいのではないかと考えています。

斉藤（裕）委員

そんなあいまいなことは通用しないのです。これは発注行為なのですからね。助役、発注行為なのです。入札行為で、入札の参加資格を締切り前に締め切ったらどうなります。そんなのはおかしいでしょう。裏がとれないからわからないとか、そんなことを言ったってだめなのだ。皆さんが本部でしょう。ミスだし、もっと悪質に言えば、もともとやっていたことなのです。それしか説明のしようがないではないですか。

それとも、全都清が勝手に早く締め切って出したというのですか。そうしたら、それまたとんでもないことです。物理的に届かないのです。10月2日だって、少なくとも2日前に契約書とかに印鑑を押して送ってきたということになるのですよ。そんなばかな話を信じろと言う方がおかしいですよ。

環境部の今のことを助役がそんなに一生懸命かばい立てするのだったら、何となくおかしいですよ。みんながそんな事務をやっていると思われまますよ。細かいことをいって切りがないのです。

栗原さんという方がおっしゃっていたのは、ここが空欄になっていますが、手書きで「10」と「11」を入れたものです、日付のところ。全都清としては、起案をするときにはこういうものを使うけれども、空欄にしておくけれども、相手に出すときにはきちんとワープロ打ちをする、そういう仕事の仕方ですと、そこまで言っているのです。しかも、全都清は12日に出しましたと言っているのです。私は、それが正しいと思うのです。皆さんは、来たのをさかのぼったのでしょうか。それしか考えられないでしょう。そんな子供でもわかる理屈を、推測で物を言って乗り切ろうとしたって、それはだめです。どうなのですか。

助役

推測の部分はありますけれども、私どもとしては、今の通知文書をどうしても11日付でもらわなければ支障があるという文書ではないわけです。ですから、向こうで、恐らく電話かなんかで、皆さんが応諾しましたということがあったと思うのです。その後、文書で出す必要があるだろうという向こうの判断で、決裁中ではあったけれども、急いで文書を送ったというようなことでございまして、それが手書きで11日付になっているということでございまして、全都清側の良心的な配慮と申しますか、そういうことで送られたのではないかと考えております。

斉藤（裕）委員

話にならないね。それだったら、あげくの果てには、この文書は急ぐ必要がなかったから、いつでもよかったみたいな話ではないですか。配慮してくれたと。全都清の配慮というのは何なのですか。

私はなぜこの問題に注目しているかといったら、契約そのものにさかのぼっているのです。繰返しになりますけ

れども、契約時の10月2日にたくさんの方が一遍に起きているのです。その10月2日が郵送だということから疑問を持ってきたのです。そして、一つ一つ日付を追いながら、文書の中身を読みながら、これがいつ必要な文書なのかを調べていったら、こうなった。助役は、急ぐ文書でなかったとか、全都清が配慮というか、してくれたのだみたいなことを言っていますけれども、全く理解できません。事実は、届くはずのない文書が届いているということなのです。

しかも、私たちの指摘ではないですよ、私たちは12日に発送したと言っているのですから。環境部の答弁に基づいても届くはずがないと言っているのです。百歩譲って環境部の答弁に合わせたとしても無理なのだとされているのです。私たちが言っているわけではない。私たちは12日と言っているのです。こんなことをきちんと整理もしないで、きちんと仕事をやっていますなんて言ったところで、それは信用できませんよ。

助役

先ほども申し上げましたが、応諾があった時点で第一報をいただいているわけですから、私どもとしては、12日なら12日にきちんと決裁をとった後に送っていただければ、それでよかったということです。

斉藤（裕）委員

意味がわからない。

助役

環境部をかばうとかなんとかということではなくて、一連の打ち合わせの中で話を聞いている感じでは、そういうことだろうなというふうに私も理解しているわけです。ですから、先ほど申し上げましたが、第一報を電話で通知いただいていますから、皆さんが応諾されたのだなという感じは持っていますから、したがって、向こうの方の指示で課長が決裁をとって、12日付で決裁がおりたのであれば、その後きちんとした文書を送っていただければ、それで我々の方はよかった。しかし、同じ発送番号であったけれども、11日付で手書きの日にちが入ったものをあらかじめ送っていただいたということだろうと思います。

斉藤（裕）委員

だから、助役説によると、11日に送ったのですか。手書きのものを送ってくれたのは、助役説によると何日なのですか。

助役

ですから、10日の夕方に応諾が全部そろったということで、第一報を入れ、そしてすぐ書類の作成準備にかかっていたと思うのです。その段階で決裁はおりていないけれども、その段階で日にちを手書きで入れて送られたというふうに私は判断しております。

斉藤（裕）委員

私も、百歩譲ってそうだと思うのです。応諾を受けて、すぐ一生懸命に書類をつくって、ぱっと送った。それなら11日に着かないのだというのです。助役説もだめさ。今のご答弁をそのまま聞いたら、あり得ることです。投函まではいく。ところが、届くのは、環境部の言っている11日ではなく12日になってしまうのです。だから、どうやっても環境部が言っていることは違ってくるわけです。助役説でもだめなのです。原課はどう思っているのですか。

環境部副参事

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、私どもの収発件名簿では11日ということで記載してございます。11日に受け取ったというふうに私どもは思っておりますけれども、それで全都清の方にも確認してございます。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、送った栗原参事の方が、その辺は記憶が定かでないという部分がございまして、その辺を改めて確認するにしても、例えば、先ほどから議員の方は、5時が締切りだから、その前に送ることはあり得ないというような前提条件でお話をされていますが、そのあたりも含めて、どう確認したらいいのかということもございまして、私どもとしては、それ以上の答弁といえますか、全都清に対する確認はなかなか

か難しいかなと、こういうふうに思っています。

斉藤（裕）委員

全都清に対して確認が難しいとか、そんなことを言ってもらったら困るのです。まだまだほかにありますけれども、あなたたちは、今まで、書類についてでたらめをやっているのです。これは入り口なのです。ただ、私も、質問のときに反省して、余りにも書類が多いし、順番があれなものだから、聞いている人が混乱すると思って、夕べ送った郵便があしたまでに東京に着きますかというようなことだったら、だれでもわかりやすいから、これを最初にやっているのです。

そして、あなたは確認できないようなことを言っているけれども、私たちは確認したのです。5時まで待つのが筋だから5時まで待ったと。ひな型をつくっておくというのはできますよね、ワープロを打とうと思ったら5分で打てる話だから。それに専務理事の判こを押せるかどうかというのは問題だけれども、何とか押したとして、近くの本郷の郵便局に行って、7時の送る時間に間に合わせるように出したとしたら、いつ着きますかと言ったら、12日なのです。そしたら、11日には着くわけがない。だれが聞いたってそうですよ。だれが聞いたっておかしい話だし、そんなことで議論を長引かせたくないのです。助役がさっき一生懸命に解説された助役の説でさえ、11日には無理なのです。

皆さんは、私が冒頭から指摘しているように、事前にかかなりの作業が進んでしまったという部分に敏感になっているわけでしょう。普通は事前着工は認められませんよね。だけれども、準備行為という名のもとにいろいろなことをやってもいいことになっている。だけれども、今回のことは、準備行為の枠から外れて、まさしく事前着工の危険性があるから、皆さんは日付のことを認められないわけです。

これはちょっと整理させてください。全都清に電話をかければいいではないですか。何時に出しましたかと。私たちには答えているのです。私は納得できません。これは答弁をもらったとも思っていないですね。こんなのは簡単な理屈ですよ。

（発言する者あり）

助役

私どもの電話での確認に回答していただいたのはこの文書でございますし、それからまた、松本（聖）議員に対してどういうふうに答えたかということの確認もあるかもしれませんが、いずれにしても、先ほど私が申し上げた文書の発送について、早く応諾があったから早く出せたということがどうやって確認できるかということは、連絡はしてみますが、昨日の段階でも、向こうの発送簿といいますが、記録がないということもありますので、その辺は記憶をたどっての話になりますので、今すぐ電話を入れて確認しても、すぐ返事がいただけるかどうかわかりませんが、確認はさらにしてみたいというふうに思っております。

斉藤（裕）委員

それはいつの場面までですか。

そうしたら、電話をかけるまで待っていますよ。休憩をとってもいいし。

助役

どこまで確認できるか、今すぐ電話を入れまして、返事をいただけるかどうかわかりませんが、確認させていただきます。

斉藤（裕）委員

そういうことでしたら、待たせていただきたいと思います。これは確認をとった松本（聖）議員の名誉にかかわる問題ですからね。言った言わぬの話などというのはみっともない話ですし、何回も確認した上でのものですから。

委員長

それでは、斉藤（裕）委員、私の方からですが、質疑をちょっと中断して、次に移してよろしいですか、

まだ自民党が残っているものですから。そして、環境部に確認させて、どうですか、そのようにご協力していただけないでしょうか。

確認にも、相手がいることですから、助役が今言われたように、時間的に、10分になるのか30分になるのか1時間になるのか、そういうことが予想されますので。

斉藤（裕）委員

電話をかけに行く人はだれなのですか。

委員長

助役も答弁していますから、環境部にそういう電話を。

時間がかかりますし、1会派は、1時から待っていて、残っているものですから、そういう協力をしてもらえませんか。斉藤（裕）委員の質疑はちょっと中断して。

斉藤（裕）委員

休憩をとりましょうよ。

委員長

休憩をとっても、時間が延びるだけですから。

斉藤（裕）委員

休憩をとっていただきたい。

委員長

どうですか、確認をとるのに時間はちょっとわからないでしょうね、相手がいることですから。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

武井委員

時間も時間ですが、こういうふうには6時を過ぎて、斉藤（裕）委員がまだどこまで時間を使うのか。時間の15分は、もうとうに過ぎているのですが、この後、自民党もあるわけです。だから、休憩したら、恐らくまた朝方になってしまうのではないかと思います。もし電話をかけても、向こうの相手がいなかったら、5時にもし帰ってれば、いないわけですから、斉藤（裕）委員は、後の質問があると思えば、先に自民党の方にやってもらって、時間のロスを挽回してほしいと思います。僕はみんな15分を守ってやっているのですから。

次木委員

斉藤（裕）委員、そういうことにして、もう時間も時間ですから、連絡をとる間、自民党にやらせてもらって、その後また質疑があれば続行してください。

北野委員

今ちょっと相談したのだけれども、結局、委員長の手元でそういうふうに声をかけられてやっても、もうこのことだけで5分以上たっているわけです。だから、先ほどのように、理事会を開いて、運びについてはっとケリをつける、その方が早いのですよ。

委員長

運びについて、各理事の意見を聞くということですね。

北野委員

そうでないと、斉藤（裕）委員は休憩してくれと言うでしょう。自民党の方は、その間、おらにやらせれと。

委員長

自民党ではないのです。私、委員長として、1会派が残っているから。

北野委員

委員長もそうだし、自民党も、次木委員がさっき言っているでしょう。意見が合わないでしょう。それは、委員

長のもとで何ぼやっても、堂々めぐりになるのです。だから、時間を。

委員長

そうしたら、休憩して、すぐ理事会を開きますか。

北野委員

そういうふうにしてくれませんか。そうでないと、延々とやることになる。

委員長

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後6時13分

再開 午後8時53分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、この際、理事者から報告の申し出がありますので、これを許します。

環境部長

本日提出の全都清・栗原参事作成の議会資料に関連してでございますけれども、先日の予算委員会で、市民クラブの松本（聖）議員が全都清に照会・確認した内容が斉藤（裕）議員から示されました。その内容について、環境部副参事が全都清に、ただいま申し上げた本日の資料の作成を依頼したとき、その段階で確認していることでありますけれども、栗原参事は、松本（聖）議員の突然の電話照会であったので、とっさに綴りの文書の内容でお話をしたものでありまして、その内容は、松本（聖）議員が承知し、斉藤（裕）議員が委員会でお話をしたとおりであったということの確認をいたしておりました。

その後、市からの改めての照会に、当時の状況を思い出す範囲内で整理した内容が、本日提出の資料として記載のとおりのものであったわけでありまして、このような経過について承知した段階で速やかにご報告申し上げるべきでしたが、それができなかったため、あるいは怠ったため、松本（聖）議員に迷惑をかけ、また、本日の委員会運営に影響を及ぼしたことの不幸についておわびを申し上げますので、ご了承いただきたいというふうに存じます。

委員長

それでは、質疑を続行いたします。

斉藤（裕）委員

ただいまの環境部長の発言に対しまして、先ほど休憩中に、私たちと環境部の方とでいろいろ確認をさせていただきました。まだ、12日に発送した発送しないという問題は疑問が払拭された状態ではありませんけれども、これは、全都清に、環境部の立場、私たちの立場、それぞれの立場で再度お電話なりなんなり申し上げて確認をさせていただく、こういう手はずになっております。

今申し上げておくのは、10月12日に発送したという一番最初の松本（聖）議員が聞き取った話が解消されたというわけではない。お互いに疑義や疑問は持ちつつ、これから確認の作業に入る、こういう状況だということをお知らせしておきます。

何点が質問させていただきます。

全都清からの資料の中で第189号というのがあります。これは成果品を確認してくださいという内容のものです。この189号は11月29日に小樽市に届いております。書面によりますと、検査の結果、それを了承したとあります。了承したことを相手に伝えるのは、協議会の第30号という文書を発行している。しかし、これがまたもや1日で行われています。届いて、検査をして、相手に回答するまで1日です。この辺の事情をお示してください。

環境部副参事

11月29日に提出されました成果品の関係でございますけれども、この日につきましては、29日に全都清の専務理事が直接市の方にこの成果品を持ってきていただきまして、会長である小樽市長にご報告をしているところであります。そういう面では、当日、一緒に来られた方もございましたので、私どもは、その内容について確認書を出してございます。

それから、この報告の内容についてでございますけれども、コンサルタントの決定について望ましいということの事前協議が参ってきてございます。その中で、協議会と全都清が協議をいたしまして、このコンサルタント特定について妥当だと、この文書をいただくことについては事前に確認をしてございましたので、そういった形で事務処理を進めさせていただきました。

斉藤（裕）委員

推進協議会は12月11日に関係町村長に対して説明をしています。施設整備事業計画等策定コンサルタント特定についてということです。これで、各関係5町村の皆さんと北後志衛生組合の組合長、計6人の方たちに持ち回りで署名をいただいております。当然ご承知のとおり、積丹、古平、仁木、余市、赤井川、それと衛生組合さんです。これは、たった1日で、どういう報告をしながら署名をいただいていたのか。極めて形骸的なものだったのではないかと思いますけれども、いかがですか。きちんと一つ一つ説明をしてやったものなのですか。

環境部副参事

コンサルタント特定の関係につきましては、11月22日に推進協議会幹事会を開催してございまして、その中で、こういったコンサルタントの特定について事前協議があったということでご報告してございます。その段階で、それぞれの幹事の方には、それぞれの役場の方に戻った段階で、助役、町長にその旨ご報告いただきたいということでお話してございます。

そういう面では、事前にそういう旨のお話が伝わってございましたので、私どもが行った段階では、先にそういった報告を聞いている、その内容については確認していいよということで、速やかにサインをいただけた、こういうふうになってございます。そういう経過でございます。

斉藤（裕）委員

これは手順としては正しいのでしょうか。確かに、22日の協議会で日本環境衛生施設でよいかという協議はされているのですが、すぐ了承してしまっているのです。

私が今回の一連の資料を拝見しますと、極めて意思決定が早いのです。1日で決まったとか、2時間で決まったとか、そういうものが多過ぎるような気がします。こういう進め方でいいのかどうか。そして、後になってから、ようやく資料をひっくり返して、ほじくり返して、何とか手元にその協議の実態が明らかになる。これは、ストレートな言い方をすれば、協議会自体が本当に密室化しているのではないかと、こう思うのです。

今日は各理事のお許しを得て質問していますので、省略しますが、先ほどの理事との懇談の中で、例えば、ごみ処理施設整備計画策定費の負担について、私たちは聞いていないけれども、ほかの理事の方たちは聞いていますかという雑談が出ました。そしたら、余り具体的なものは聞いていない。余りというか、全然聞いていない。

そしたら、既に、去年の12月26日の協議会の中で、負担割合については、整備計画策定費から、小樽市単独分のリサイクル施設、破碎処理施設を引き、残りの10%を均等割とし、残り90%を人口割とした事務局案を検討し、さらに各市町村が持ち帰って検討することにしたと。事務局案というのは実質的には小樽市です。職員はほとんどが小樽市ではありませんか。

つまり、我々の知らされないときに、こんな大切なこと、例えば、リサイクル施設と破碎施設は小樽市単独だなどというのは私は知りませんでした。広域連合でつくるのだったら、みんなで使うのかなと思っていました。でも、単独だとおっしゃる。均等割分と人口割分の比率が1対9だったというのもしりませんでした。恐らく、ここにお

られる他の委員もこのことはご存じなかったと思う。こういう密室性というか、一番最初に私たちが心配していたように、協議会という看板のもとに、どんどんどんどん事業を進められれば、直接に物を申す機会がないから、結果的に、事務局案を検討し、各市町村に持ち帰ったと。事務局案をつくったのは、大津部長であり金田副参事であり品田課長であり、この人たちが事務局なのです。この人たちがつくった案を5町村に示した後に、協議会の提案ですと小樽市に持ち帰ってきたとしても、それを審議するのはあなたたちではないですか。こういうチェックのきかないような状態というのはいけない、こう言っているのです。このことについてどう思いますか。

助役

今、事務の流れ、事務の進め方につきましていろいろお話があったわけですが、一つには、今までも申し上げてきたと思いますが、13年度に国へ申請し、14年度にできれば着工したいというようなスケジュールから、大変過密なスケジュールを組んで、ちょっと行き過ぎた処理をしたということで、こういった問題がいろいろ起きて、指摘されているのだらうというふうに思っております。

確かに、今の協議会のあり方、幹事会、助役会なんかも含めまして、大変短時間でといたしますか、かなり厳しい日程の中で進めてきたということで、いろいろご指摘の文書の取扱い等も、非常に厳しい状態の中で処理をされていたということで、そういうご指摘も理解できますので、今後のこの事業の取組に当たりましては、議会の方にも事前に十分ご相談、ご説明し、こういったことのないように配慮していきたいということでございまして、今回の件につきましては、冒頭申し上げましたような事情もございましたので、そういったことになったということにつきましては、私も十分反省をしておりますし、一連の事務作業の進め方につきましても、十分反省しなければならない部分がありますので、それは重く受けとめているところでございます。

斉藤（裕）委員

先ほどの質問をちょっと修正させてください。

10%、90%の話は、今回の武井議員の質問の中でご答弁はされております。いずれにしても、12月26日にこういう行為が行われていたということには間違いはないだらう。その意味で、質問の趣旨は変わりません。

最後に、全都清とのかかわり合いの一番最初のとっかかり、これは去年の9月14日です。9月14日に起案をされています。内容は、全都清にコンサルを預けてもいいですかと。その理由は、東京都のOBとか横浜市の出向者とかがおるから、自治体の立場に立ったプロポーザルができる、おれらの気持ちをわかってくれる、こういうことも理由に書いてあります。そして、明確に業務委託契約締結をして業者選定の作業に入ることとしますと。これが一番最初の決裁を受ける書類です。9月14日に起案をされ、9月27日に山田市長の印鑑が押されています。これは間違いのないと思うのです。

これは市長にお尋ねしたいのですけれども、9月14日に起案し、市長みずからが判を押されたのは27日です。しかし、議会に示された収発件名簿とは別に、環境部管理課に収発件名簿があります。その収発件名簿には、9月14日、市長が27日に印鑑を押される書類の起案日に、全都清から、第1回北後志地域ごみ処理施設計画等調査委託業者選定評価委員会開催についてという案内がもう既に来ているのです。市長が決裁した27日よりもはるか前に実務が行われていたという証拠です。

評価委員会は、だれが考えても、業者選定の作業の一つです。市長は27日にしかこれをご存じなかったわけですから、よもや9月14日にそんな案内が来ていることはご存じないことでしょけれども、こんな仕事の仕方はないだらうと思うのです。環境部長は、協議会の事務局長という立場と、小樽市の環境部長という立場がある、二面性を持つ、これが市長の見解でありました。それを、私は、尊重します。

であるならば、小樽市長・山田勝麿氏が決裁をする前に業務が進められていたこの証拠をどうお感じになりますか。総務畑または庁内の仕事の仕方については、市長は、百もご承知なわけですから、これは適正な仕事なのかどうなのか。

市長、私は、いかに理由をつけようとも、市長の決裁日前に、準備ならまだしも言いわけはできませんが、実務をやっつけていけないと思うのです。ここに出席の理事者の方たちは、幹部職員です。恐らく後進の指導を日夜されていると思います。決裁のない事務事業を先にやってしまう。ましてや、コンサル選定という一番ざらざらとした仕事ですよ。私は、この点に関しては非常に問題視をしています。市長の見解を尋ねたいと思います。

市長

全都清との関係につきましては、資料でお渡ししていると思いますけれども、平成12年7月17日に相談に行っているわけです。それ以降、話し合いを進めてきたという経過があると思います。それから、議会に対しては、8月30日の厚生常任委員会で一連の経過についてご説明をしています。今のお話のように、9月14日に評価委員会の開催通知というのは、これは少し事務的にはおかしいかと、もっと後に来るべきものだと思います。9月27日の決裁については、契約の案件ですから、これはこれでいいと思いますけれども、今の評価委員会の通知が9月14日に来ているとすれば、少し手回しがよ過ぎるのではないかと、そういう感じはします。

斉藤（裕）委員

私は、行政の実際の仕事というのは余りよくわからないのです。決裁とか何とかというのはよくわからないのです。実感がありません。市長は行政経験が非常におありだということで、これは周知の事実なので、私は、こういうところに目を配っていただきたいと再度お願いして、質問を終わります。

委員長

自民党。

見楚谷委員

自民党といたしましては、質問通告を既にしておりますが、時間も9時を回ったわけでありまして、これからの意見調整もありますから、質問は差し控えたいと思っておりますけれども、今回の予算委員会の中で、理事者の方々が陳謝をする場面というのが非常に多かった。そういう形の中では、ちょっといかがなのかなというふうに思いますし、この環境問題にしましても、さきの第3回定例会からずっと引きずった問題であるわけです。そういうような中では、ちょっと緊張感が足りないのかなというふうに私たちも見ております。

理事者側はもう少し緊張感を持って、そういうような状況の中で事務を精査しながら、きちっとした整理をして議会に臨んでいただかなければ、またこのようなことがさらに続くというようなことになると、やはり、我々議員といたしましても、理事者の皆さん方が答弁をされて陳謝をされるということになりますと、小樽の行政というものはどういうふうになっているのだという疑いも出てくるのかなとも思いますので、これからきちっと対応をしていただくように強く要望をして、終わりたいと思います。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後9時12分

再開 午後10時00分

委員長

会議を再開いたします。

北野、西脇両委員より、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

西脇委員

日本共産党を代表して、修正案について提案趣旨の説明を行います。

昨年4月からスタートした介護保険制度では、利用料の負担増により利用抑制が増え、10月から第1号被保険者の保険料が2倍になり、今年1月からの老人医療費の改悪での新たな負担増など、市民にとって生活不安が一層増大しています。こうしたことに、市長提案の予算は、何らこたえるものとなっていません。

我が党は、市民が暮らしやすい施策を提供することが自治体本来の仕事であると考え、不要不急の予算を削り、これを財源として、介護保険の第1号被保険者のうち、低所得層の保険料・利用料の軽減、第2号被保険者の国保料に上乘せとなる増大部分の介護保険料分の軽減を初め、増嵩が続く老人医療費の負担軽減、通学バス代通年分助成、乳幼児医療費1歳拡大など、少子・高齢社会に温かい施策を取り入れています。こうした施策を行って、なお市の借金を減らし、原案では16億6,700万円の減債基金の取り崩しを1億5,500万円減らすこともできます。

市民に喜ばれ、借金を減らし、減債基金の取り崩しを減らすことができる修正案に皆さんの賛成をお願いして、提案説明を終わります。

委員長

これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

共産党。

北野委員

我が党は、みずから提案した修正案2本に賛成、そして、議案第1号ないし第5号、第7号ないし第14号、第17号ないし第21号、第25号、第28号、第31号、第37号、第40号に反対の討論をいたします。

詳しくは本会議でやるということを前提にして、今日は時間の関係がありますから、ごく簡単にやります。

まず、今度の予算委員会の審議を通じて、依然として、条例、規則をしっかり守っていない、それから、理事者の提出する資料に余にもミスが多いということが特徴でした。これは、与党の大会派である自民党の見楚谷委員からも最後に指摘を受けたことです。こんなことは、小樽市議会史上、異例のことなのです。初めてのことでないかと思うのです。それくらい、与党からも腹に据えかねるような注意を受けるということは、かつてなかったことだ。これは、市長を初め、理事者の皆さんは重く受けとめていただきたい。

特に、市民を裁判にかける議案第40号にかかわる資料については、予算委員会の2日目に私は指摘をしましたけれども、余にもずさんきわまりない。市長がつくっている規則をみんな無視してやっている。そして最後には、唯一、胸を張って、これは間違っていない資料だと言った納付書については、コピーして、ミシンが入っていないということで、ころころと転がしてミシンを入れて送ったということです。一方では、原課ないし契約管財課に正式な書式があるわけなので、何で使わないかということです。

言っておきますけれども、こんな笑い話になるようなことを二度とやらないでください。厳重に注意をしておきます。

それからもう一つ、修正案の問題については、今、西脇委員の方から詳しく説明がありましたけれども、特に、介護保険の問題で、小樽市の介護保険の利用率が非常に悪いと。特に低所得者の第1段階の方の利用率が極端に低いと。これは、利用料が払えなくて、利用したくてもできないという本当に悲惨な実態があるのです。主な都市の中で、小樽市の高齢化率が一番高いわけですから、その小樽で、こういう方々に対する配慮がないというのは非常に遺憾なことです。

市長は、10月からの第1号被保険者の保険料の満額徴収に合わせて検討するというふうに言っているけれども、そんな余裕はないというふうに考えますので、これはぜひそういうふうにしていただきたい。

先ほど触れた議案第40号にかかわって、市長を初め、関係の理事者に特に注文をつけておきますが、市長もお認めのような経過があるわけですから、幾ら裁判といっても、みずからの招いたことが原因になっているわけですか

ら、そこのところをよく考えて裁判に臨んでいただきたい。必要なことは、仮に裁判であったとしても、私たちは、その都度、機会あるごとに注文をつけていきたいということを述べて、詳しくは、これらを含めて本会議でがっちりやりたいと思います。

以上で討論を終わります。

委員長

自民党。

見楚谷委員

自由民主党を代表して、共産党提案の議案第1号と議案第37号の修正案を否決し、議案第40号に関しては可決の討論をいたします。

議案第1号、第37号の修正案は、我が党と基本政策に差異があり、賛成できるものではありません。

また、議案第40号訴えの提起についてであります。本予算特別委員会において、さまざまな質疑、議論があったところであります。この問題につきましては、10年以上の長い年月をかけてきたにもかかわらず、解決に至らなかったことはまことに残念に思います。

さらに、当時の解除契約と覚書について、訴えの相手方と市の受けとめ方との間に認識の差があり、どちらの主張が正しいかの判断を議場の場ですることは極めて困難であり、司法の場での決着にゆだねざるを得ないと考えます。

我が党といたしましては、平成2年6月30日の契約覚書がある以上、相手方の理解が得られない段階では、訴えの提起はやむを得ないものと考え、議案第40号を可決とし、子細につきましては本会議場で討論をいたします。

委員長

市民クラブ。

斉藤（裕）委員

市民クラブを代表し、議案第1号、第20号、第31号、第35号について、自席にて棄権の討論をいたします。

これらの議案は、いずれも環境部関連議案であります。ご承知のとおり、昨年3定、4定はもちろんのこと、今回の大切な平成13年1定においても、理事者答弁は、修正、訂正を繰り返し、資料の信憑性も、事務手続の透明性も極めて疑問であります。

私たちは、何が事実かを求め議論してまいりましたが、残念ながら、真実の解明は現時点で不可能と結論づけました。とても、議員として市民に胸を張って責任ある説明ができる状態ではない、こう判断し、自席にて棄権するものいたします。

また、申し添えますが、議案第40号に対しましては、これまでの議論の経緯を踏まえ、賛成いたします。

詳しくは本会議で討論いたします。

以上です。

委員長

公明党。

佐野委員

公明党としても討論をいたします。

本予算特別委員会に付託されました原案であります第1号ないし第40号の全議案に賛成し、共産党提案の修正案は反対といたします。

詳しくは本会議で申し上げますが、行財政や経済情勢の厳しい中、また、市民要望の多様化する中で、平成13年度各会計予算は、市民政策、福祉政策、経済政策などなどの市民要望に一定程度こたえている予算内容であると考え、基本的な賛成理由とさせていただきたいと思っております。

一方、議論になりました議案第40号についての態度でございますが、この問題の経過は、既に明らかになっておりますように、双方の意見及び事実確認が複雑になっていることを考えたとき、裁判に判断を求めることはいたし方ないものと考えております。

あわせて、フィッシュミール協業組合の設立及び操業停止などの経過を見ると、保証人の言い分も理解できないわけではありませんが、主要損失補てん金が未納となって存在している現実、あるいは契約書及び覚書が現実に存在している以上、小樽市の訴訟も行政責任の一環であると考えられるものであります。

最後に、二度とこのような事案が発生しないように強く要請し、討論といたします。

委員長

民主党・市民連合。

武井委員

民主党を代表しまして、討論を行います。遅くなっておりますし、長々申し上げます。

まず、原案の市長提案の第1号から第40号、これは賛成いたします。

共産党提案の修正案につきましては、民生費の増額など、確かに理解のできる点もございますが、企業誘致対策費の削減など、賛成できかねる部分もありますので、賛成するわけにはいきません。

なお、第34号や第40号など数件につきましては、我が党としての意見を申し上げることを申し添えて、詳細は本会議で触れます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第1号、第37号に関する修正案について一括採決いたします。

修正案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

まず、議案第1号について原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、議案第37号について採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、議案第20号及び第31号について一括採決いたします。

可決にすることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、議案第2号ないし第5号、第7号ないし第14号、第17号ないし第19号、第21号、第25号、第28号、第40号について一括採決いたします。

可決にすることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、議案第35号について採決いたします。

可決にすることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について一括採決いたします。

いずれも可決と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

委員長

それでは、閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、副委員長を初め委員各位、市長を初め理事者の皆様方のご協力により、何とか会期日程内でその責を全うすることができました。心より感謝を申し上げます。

しかしながら、日程内においては、委員長の不手際もあり、委員会運営に支障を来しましたことにつきましては非常に申しわけなく、私の不徳のいたすところとっております。

また、提出された委員会資料の中に一部適正さを欠く書類がありましたことは、理事会で強く指摘があったところであります。理事者におかれましては、今後このようなことのないよう十分留意されますことを委員長の責任において申し添えたいと思います。

最後に、北野副委員長を初め委員各位、市長を初め理事者の皆様の特段のご協力に対し、重ねて深く感謝を申し上げます。

意を十分尽くしませんでした。閉会に当たっての委員長のあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。